

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大（国政参加問題）(II)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 国政参加, 自民党, 施政権, 法制局 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43467

国会、党閥係との協議

大臣	条約局長	アジア局長
政務次官	参事官	宇山審議官
官房長官	アメリカ局長	北東アジア課長
官房総務事務官	北米課長	北東アジア課員
	沖縄参考人	3件
		37-4-20 亞並
1. 本日衆議院外務委員会理事会にて、且下上京中の		
長崎立法院議長等を 4月25日(火)の同委員会		
高級打合会に参考人として招致するニセに決定した		
由之而3。		
2. 理事会の際、自民党側が昨年山川立法院副議長上京の際、外務省に参考人として招致したが、それは		
前例の如きの約束は既に行われたと主張した		
ため、社会党側が高級会合とせり高級打合せ会と して参考人の扱いを固くさせたため。		

3. 本件につき 政府総理府総務局長と宇山審議官が出席
(1) の結果、右の二点を第2条第3項以上、改め止めさせ
ようとするニ付逆效果あるのみア"ある、(2) 総務局
長など"には、日本会議左側近かに控え天今日、米
側を刺戟して警戒心を起させると、今後において獲
得出来る善のものと獲得出来なくなつたからである
につき、發言口付十分注意するよう、総務局長より
了承することとした。

別 送 回 員 會 中	官房長 官房総務参事官 官房書記官 国会班	別 送 回 員 會 中	条約局長 参事官 条約課長 法規課長	北米局長 参事官 北米課長
裁無期限				
衆議院沖縄事務委員会 参考人招致について				
昭和42.5.23.				
米北				
本5月23日衆議院沖縄事務委員会にて 沖縄事務委員会参考人招致について種々討議され 次回委員会における横山委員(社)等より 本件について質問がなされたと予想されるともに、 理事会の面で 石井委員長より蘇國理事(自)と特使局長 および北米課長が打合せたところ、つきのとおり。				
<p>1. 沖縄事務委員人は、立法院議員を主とし、 その他、民間人を多く含め、行政側の職員 (公)及び(私)である。</p> <p>2. 沖縄事務委員人(2)の出で形式 (3種類)、たゞたま本土を来訪して「3月9日」</p>				
GA-6 外務省 1371				

出席を本筋として形式をとる。(沖縄事務委員人を除く)が、しかし強制力を持たず
たゞ了解で済む。是して法律的は可能で
ないことは、国会が北米内閣活動局で検討するに今後は(国会審議部では不可能との感想)

3. 参考人を除く障害は、資源の偏在さたり
と留意する。

4. 実際10月、沖縄事務委員会、~~北米内閣~~
本土政府、国会へ障壁を設けず名目で、
沖縄を出城し、~~東京~~沖縄特別委員会
参考人として出席する形態が予想される。
(旅費、宿泊費など)予想される

5. 上記をさして、本土へ来られた場合、参考
人に(2)出席を許さざる旨を、特定の人々

GA-6 外務省

<p>ヒルハ 旅院会員は、審査員の信頼 非公式な形式で伝達する事とし、 検討する。(該協定、議論の相手と之に 付く旅費、滞在費を持て得るが、公金は付帯)</p>	
<p style="text-align: right;">GA-6</p>	

<p>秘 まで</p> <p>北米局長 参事官 北米課長</p> <p>公政参加内規に関する 総務院法制局長の意見</p> <p>42.5.29 午後</p> <p>総務院委員部新井氏より特連局有木補佐 が聴取した事項。次のとおり</p> <p>「本日、総務院沖縄内規委員会委員長と 事務局法制局長と会談し、法制局長より、沖縄 参考人の問題への支障への説明あり、されば 現地での沖縄住民を参考人として呼ぶ場合 には、総務院規則第85条の文(参考人)の規定に よるべしとするが、この規定は委員会に权限を 与えたもので、公权力の発動と12或3程度の 拘束力を持つこととなる。従って、公权力の</p>	
<p style="text-align: right;">GA-6</p>	

第勅体施政権が本口にある以上、てまへ。

今後、以上の結論を述べたる形態
形式へ述べられ小於之は高等弁務官の参考人

の召喚へと包括的く許可の場合には
可能であるとのこと。」

(註) 以上の結論は明30日の銀、沖特事小委長
より説明せられたる所によつてある。

同説明書は都外報と並んで、
特選附された。

<p style="text-align: center;">大 沢 久 喜 一 元 田 美 喜</p> <p style="text-align: center;">(印)</p>	
<p>7月5日 北京外事調査会 1. 5月31日経済在漢事務官 事務員の件 42.7.5 改革開放</p>	
<p>1. 7月5日 市井喜義の陳其南との會談 下記の如き。</p>	
<p>主席室 川島・劉慶・孟升 大臣、市政 増強、韓國 技術、工業、大工 福電、四市山車両技術委員長等</p>	
<p>丁度、韓國工作事件 江澤は外事調査 会として支持するとしていた。</p>	
<p>記。</p>	
<p>川島一 韓國工作が潜在漢事務官を生じた 以施政抗正運動促進の目的に付いたや。</p>	
<p>政府は、反対するが、多くは不支持 今直轄化を支持するが、金才が、3</p>	
<p style="text-align: center;">外務省</p>	
<p>要再回北米局長</p>	
<p style="text-align: center;">G.A.6</p>	
<p>し、防衛上の電撃火薬の供給、現在設備、中 途、韓王の件、宇つ2118つ2112つ2112</p>	
<p>方々 白井、田中改教委員会 — 安全保障上、問題はテ ロ容疑行為には、たゞなが、通常武器は 久々、韓軍である。</p>	
<p>趙慶一 この法律は、通常運動の恒常化 津在駐軍を抜く江面にて、半島と</p>	
<p>牽引、新界建設の安否などを聞か、政府は 如何なる措置をとるか。</p>	
<p>北米局長 — 事務組合は、3月31日が期了と して、3月1日で廃止。3月31日は、半島の 党局がこのだから、どうするかは、そこへ は、半島が見れば、中韓のいいもので</p>	
<p style="text-align: right;">外務省</p>	
<p style="text-align: center;">G.A.6</p>	

立候の意圖の割合に苦しみ、あらざなく
苦がへるとは云ふ事無う事か? 重金云々

洋子搭乗記念書式」と新歌(2)進歩文化
3丁目は? 中国の歌譜の音記号と書く

これは「人、半圓」の「事務室」と「廊下」と「洋式」
「便所」の「洋式」。

復原——政府と左翼は一往の争いの末に、
国会の議院方式を採り方針として了擇す。

後は日本國の是れ水車、木車
鐵車等の車輌といふ。

山本一 洋室陶器上在障がい者用の外務省
及び独立行政法人障害者総連絡会議に在る。

ある。又之が直邊軍勢に敗走後は、假率
板東(いたとう)の直邊軍勢所作由他(ゆ)

五道室物之江上，事不可解，乃子毛
事件是局後陞了水，某物一張

なう早くやつて貰がい。
原次一 事件全情は計獲12.1市町区野瀬町

「お詫びする」進んで謝る事いへ
川島 一 半財に合するほいへが 摂取の決

本件は未支手帳金として往來のものと

決定江署議不使 同一一拉摩江高子

事件会合終 指導引書より在室半土は改
ト注ニシテ後に付し 清左衛門事同上

の文章等に付設されて居れり。先方もこの
問題に對し甚だ不審にして、色々考へ

他の何事も含めることない事はまるで
なく(2月)又本日外務省より半月12

身に（悦びあり）に沿うる元は
形のよしとよしとよしとよし。

外務省

次方程
1966年
朱自强

1995.8.26

自底充力計總) 方案, 享 1-2011-1

مکتبہ

5月7日(星期五) 晴天无风
观察 云层变化。(北半球天气)

（一）中德对纂

(1) 沖縄電力の運行コストを削減する

10月27日 晴 10:00-13:00
在公司办公室

中 安保調查公表(蘇國社乞同93) 水務局

冲绳国民党是日本的示威。

(2) ~~一九五五年四月一日~~ (1) 一九五五年三月一日起 (1955.3.1)

右方 6# 檯 動力不足 運轉不順 - L1 諸多

具体的的、細則的(不公使更推遲)(2)其他的方法
1月15, 14:30-15:10 (本章) 2月15, 14:30-15:10

理论与方法论) (1) 一体化 1977 年计画工
程) (2) 现代化与工业化(包括计画与执行)

(1948) 送り手は「復元検討会」(本) (2) 計算書類を示す。(1) は(2) (1) の説明の拡大を従う。二三とある。

(加)内公主事件之三

(3) 右方市街地にて撞車事故発生(1.9)

「沖绳内廷西王大纳言」(山卯御进西王大納
言并敕文)。書院乙未年正月

6/21/63 in SO 5101 R. LEAK 2.43

7236 (2) 取上4~5cm 去大枝。(月序の10) 残
本次 1年生乞 25 徒長葉 有花 2.7g 7245

外医事研究の歴史とその動向(1)

(4) 811(秀 2) 沈陽白化症の歴史研究

~~8.000000~~

大体此の「復興の序」は地歴上、行進曲の方より戸外の方へ

2 (2) 25 3 80

18号黑色灰羽布 3.0 242 B20

9月毛毛虫统计(在结果中归类)
毛毛虫分布上层枝条 13/11/13

新提出的句偏去声体“加”字後七言九字格
詩(古)。大体說地在矣七言之八音八

7月，送至31500站地-14，双孔14.7m3/孔。
68号地，14.1m3/孔，一孔许多生土层。

第二行左列、上の「3」の右側に「1」を

外
交
無期限

アメリカ局
参事官
北米課長

沖縄住民代表の国政参加問題
1942年(昭和17年)5月29日

43.6.27
米化

1. 緒論

(1) 沖縄住民代表の国政参加は、1942年夏に、沖縄立

法院は、昭和36年以降、今日まで6回に
亘り、住民代表の国会参加を否認した

決議を行つた。日本両国政府は、
国会に善処するを要望し、本件を法院

議長等要人から本件を陳述したが承認されなかつた。

GA-5

外務省

2825

要望と附辭、国会等の直轄訴訟に
付し、本件の解决を提之。國政參

加へ、意見書示し、賛成せざる。

(2) 本件は、從来日本政府は、沖
縄住民の国政参加を十分保障したこと

も、年々漸々其の権限を行使してゐる以上
沖縄における施政権を行使してゐる以上

本件の公私連携法の適用
不可能である。1923年(大正12年)

9月20日沖縄島に選出されたと云ふ。
公私連携法の基づく連携による代

表と国会協調との統合は、勿論
憲法上認めず、本件投票権等を存

在する(大正2年3月12日)。同代表の

外務省

GA-6

3

国会の構成員と行政との 現行国会
法と下院実施の仕事等 組合難

是れに之れ、標準の採用は必ず總
度をとつた。

(3) 一方本側は在席の方針を沖縄人民
が本土の国会の代表を選出する中國

の國政に参加する所、米國の沖縄人
の政治的影響は如何に本質的影響を

與之3つ目は、極めて困難な問題
を含むべき事の如き。

(4) 前述の如き考慮を背景とし、更に
之は「国会の沖縄実施。潜在議

席と組み合ひ法律が昨年7月12日
即ち3紙ある憲法院沖縄問題特

別委員会の提出され、一九四二年
予定側も討論を研究したが、予定案

は国会提出の至り、即ち案は結
論を得て本土国会は終了し、野

老案は「連続審議」等の日本化
をいた。

2. 主席公選の実現と國政参加問題の
切磋化

(1) 本年2月1日アーヴィング等が新官邸、大統
領官邸命令改正付、行政主席の公選

制度が実現したことを意義し、一九四二年
6月11日七五院議員選舉と同時に

本1回の行政主席選舉が實施された
ことである。

5

從來主導公選制，實現大、國政
參加者並不是自治权擴大名叫沖繩

市民的最高愿望“希望～加入公選制”
公選制實現化現在（市民的政治的

要請以國政參加以集中才不～而子之
之上）。

(2) 長崎 11月 11日付在席公選
WIK、沖繩自民党中央本部總理

新總裁（現那霸市長）於：野田
政府及厚生省、沖繩縣組員會

人權和中立精神「3-21」等のため、
（3）壁等は可取、激進行動は反対の
が今後大いに

予想例は市選舉、20-21・9-1

GA-6

外務省

6

（1）國政參加の実現を掲げ、大成
参加選舉、帰郷。被出乎～1039

～1039年11月11日付～。

3. 各井誠兼と自民党、態度

(1) 上述の如き沖縄の政情と背景とい
本土自民党中央本部總理の掲げた國政

参加問題は大変に複雑な事実なり。

~~（2）沖縄の政治問題は、~~

本問題は、ついで國際的問題が絡む
極度の複雑な問題と見えて、沖縄住

民の強、要望はいかがれ自民党中央本
部總理の3-21～政治的目と必要へ

予想され、被出乎～。

GA-6

外務省

沖縄試験特別委員会（安井謙、喜良也）と
中心より、兩院議院の、總理府特選局等の協
力にて、検討した結果、去年3月28日

「沖縄住民代表者の、國政府に対する建議」が

策定され、題名は「安井試験室本部の
二大公憲」である。

安井試験室、原旨は次の如くである。
(1) 目的 沖縄住民の意見を國政府に反映せし
め、近代化推進、及政治的・經濟的問題の解
決の爲め、沖縄住民代表者の、國政府

に対する、道を開くことを目的とする。

(2) 代表者 試験室幹事會、沖縄住民の代

表者として、選出された者。總務課長、副總務
課長、兩院議院議長、及議長。

GA-6

外務省

四 代表の數 沖縄代表の數は、兩院各
選出二人とする。

(1) 政府の公刊 委員会本部の指定期
間、署名公印、主席、書記長、評議會主席等

沖縄以南の東洋の二大公憲

(2) 布記者安井試験室本部後方署一紙割
合等、自民黨内に於ける公私検討

13年4月14日 5月10日 国民大統領
及「沖縄試験室會議」、及「沖縄特民」

GA-6

外務省

國政參加者達九人，實現了「七、一項
七點半」。

(1) 中继代表の選出方法は、現地の
一行政区。

(四) 沖繩代表の數は本土より多く、鄭州
地区の主要な参考書は12種ある。

(1) 沈祖堯代表出席過兩屆全國人民大會，參加了第十二屆全國人民大會，為促進民族平等和本土繁榮。

参画院議員の率いる板川・吉田政
能に、つづれば「可能な限り従政の意思

全國公私及中央各部署道行政
之處所。

（二）地質與礦產

~~123-0000000000000000~~

4. 安井式系等の詳記及図

新井試験事務の政治参加問題

比例の及等比の比例を定義する。

1955. 本土 12 月 19 日。所產比例 1:4

固立之本。及产之以艺术与技术。

A. 汽油總量，及繩

1) 现代化领导问题研究会(会长安里)

11

総理大臣・外務官僚等の構成員
中の内閣(件)付、平年4月10日「国改」

参加主義の問題に対する反対を実行、當時の国民党は核子炉の開発を主張

本草案によると、特選委員会による3種類
の公明性を認めた。发言内容を限定せん。

住民投票の参考人口実質の10%LS基準
と3%以下、本草案では実質を付加する

各自が4年間の国改参加の問題として述べ、
日本維新の会も國改参加の権利を主張する

本件は立派な地盤となり、今後も内閣の内閣

(2) 6月8日松園洋介主席付「国改参加」
への問題の解決新規会議開催の件成りた

GA-6

外務省

12

希望文書を策定したが、同文書の前回
松園正義化が決算段階のオバザーバー

方式による方法について問題ありとし、本件
国会議員と同様の地位に位置する立場

へ達成した基本的考え方を示す。
① 特選委員会直接国改の参加性を

二つは国改の国改と1~多様の権利を示す
② 政府国家、国民党の国改の国改の

参加性を示す人権普遍の原理と公
開性を示す。日本国憲法と公の

開示を示す。
③ 沖縄立法院が是れの国改の国改の

政府参加を請け取る件を示す。
本土政府と国会は國改参加の実現

GA-6

外務省

13

法規を整備し、上級半側の折衝

に努力すべきである

二点理由は、本土政府、外党の協力を
要請したことより、現在沖縄において

施設取扱いの半側との關係で
統一困難すべき問題を多くべきにつき、

統計分析とともに地圖の立場から位置
の地位、权限、選任方法等について

該の内問題や國際慣習等の面
から検討したいたと述べる。

(3) 西銭那霸市長は 沖縄の政局を成
就化後行の上京・降、6月12日

他諸統理を諮詢する國の参加の早期
実現を要望。總理も一向問題以早

GA-6

外務省

14

期に著述したと答えた。

次回の市長は6月14日南方同胞援

護会の記者会見、國政参加の題目
年内に日本側の合意の達成が可能である。

實施は明年の春。1回目の沖縄
代表の登場、权限は明確に本土の国会

議員と同一ものとするなど現地の要望
は多く日本側の結果を重視する方針。

憲法、半島施設の権限の關係として
半島要望が審議されることがある。

(大島、豊田前海6月7日は沖縄の直接
選舉の上、選出のことを希望)。御参考

立派な國民参加の國政参加の改善を算ね
形の如く、別約6月30日以前に終了と

GA-6

外務省

15

書いた。

外相 同市長は 19日 那須 1号署の附

事件につき 本土政府、自民党首領と連絡

した結果 爲内に決了可能な形で了り

印鑑を強められ、憲法や施政権の問題
が云々、オガギー方式の 落ち着く公算

が大きくなりとおもつた。

(注) 山野特選高級以下十七、松岡高級は
官房長官との会談・席上、連絡、政界。

手書き

(6) 本土復員並びに國防参加の問題

1945年6月1~12日、陸軍・政治的
齊因首先「本土復員」の要すれども

乞う承認。

GA-6

外務省

16

(1) 「オガギー」といふ言葉の由来

～此 落別所遇の印象を記す。～

好ましくない

と述べられた由。

A. 未得の及第

~~中連信民の国防参加の計画は米国政府
の公的態度が明かにされてゐる?~~~~最近 2回の豆々アンガル高等弁務官の
発言にて従事小3下院新論議題~~~~が、二回の豆々アンガル高等弁務官~~(2) 6月18日 豆々アンガル高等弁務官は
6月17日、在日、本當局より連絡~~法院の代院長 日本の国会の参加せん
と提案を検討中である。連絡~~

GA-6

外務省

B. 米側の反應

沖縄住民の国政参加の問題について、従来
米側は公的答申を明らかにしなかつたが

1943年7月1日～7月14日 日本協議委員
会において 8月～10月例会で アメリカ
と取り上げた。

即ち同協議委員会において、三木外相

大臣及び沖縄経済委員は、二段階の形
式による形での沖縄住民の國政

参加希望するの日本側といふを法
律上の問題等国内的問題の譲

決つき後も検討の旨述べ、米國が
何をかともう少し早期実現につき好意

的配慮をいひと尋ねた。

これに対し、ジョンソン大使は、国政参加問題は
米国政府にとって多くの困難な問題を含んで

おり、この場で日本側の要請に対する解釈は
回答することはできないが、米国政府とて
は日本側の検討の結果を逐次通報して
ほしい旨答えた。

(注) 6月18日 AP電 (高等弁務官)
〔国政参加の要請とは〕

全く革命的な要求であり、米国はこのような

措置について態度は決めていないが、米国は
どんなことでも一方的にシリソイケマリ」と

語った旨報じたが、本件につき在京米大使館
に開会したところ、同高等弁務官は、国政参加

問題については米政府についても検討中で
あるが、河野の決定を行つてはいけない旨を簡便に

19
20

並べてのとてあり、而も公司の記者会見の席で
並べてことでは無いので、その記録もほりのとて
は手元に持つておる。是れが筆者によるものとて

「革命的な要素を云々」の発言について確認する
術はほり由であつた。

沖縄住民の代表者の国政参加について

自由民主党沖縄問題特別委員会

委員長 安 井 謙

一 沖縄からその住民の代表者の国政参加について強い要望がなされている。この問題は、國際問題がからむので慎重な検討を要すると考えられるが、沖縄の最近の実情にかんがみ、自由民主党がこれを率先して取りあげることが政治的にも必要であると思う。

二 この問題は、立法措置を要するものであるが、勿論、今国会中での解決は困難であり、今会期中にこの法律案を提出し得るかどうかについても、なお、検討をしなければならないと思う。

三 この問題と関連して、潛在議席の法律案が第五十五回国会に社会党案として衆議院に提出され、今国会に継続審査となつてゐるが、この法律案は、若干の字句の修正を加え、共産党を除く各派共同提

案として、今国会で成立させることが望ましいと思う。

四 以上により別紙要領によつて自由民主党沖縄問題特別委員会で検討したいと思うので御連絡いたします。これについて御意見等があれば、お聞かせ願いたい。

沖縄住民の代表者の国政参加について

一 基本的考え方

沖縄住民の代表者の国会受入れを検討するに当たつて先ず考えなければならないのは、平和条約第三条により、現在沖縄の施政権がアメリカ合衆国に属しているため、全国民を代表する者を選ぶ方法を定めているわが国の公職選挙法を沖縄に施行することができないことである。

したがつて沖縄住民の代表者を憲法第四三条に規定する「全國民を代表する選挙された」者と解することはできないから、沖縄住民の代表者を国会においては議員と同様に又はこれに準ずるものとして取り扱うことはできないので、方法としては、わが国の沖縄に関する諸施策が沖縄住民の利害に影響を及ぼすものであることから、国会が沖縄住民の代表者の意見をきくという意味で、これに参加を求めるといふこととなるものと考えるべきではないかと思われる。

なお、沖縄住民の代表者の国政参加についての措置を講ずることは、アメリカ合衆国と十分に協議し、その了解を得ることをもろん前提とするものである。

(注)

1 もつとも施政権の一部の分離返還が可能であることを前提とし、その一態様として公職選挙法及びこれに関連する法令を沖縄に施行することをアメリカ合衆国が同意するとすれば、沖縄住民の代表者を「全國民を代表する選挙された」者であると解して、これを議員とすることも理論的には可能であるとの考え方もあるが、実際上、公職選挙法等を沖縄に施行することには選挙管理、選挙運動の取締り、選挙争訟その他的事情により実現はまず困難と思われる。沖縄に似た例として西独のベルリンが参考になる。ベルリンの州であり、かつ、ベルリン代表の連邦議会及び連邦参議院への参加は、憲法上明確にその根拠があることである。ただ、現

在占領が継続しているため、西独憲法のベルリンへの適用は制限され、西独憲法一四四条二項によつて、議員の代わりに、代表者を西独の連邦議会及び連邦参議院に送ることができることになつてゐる。この代表者は、一九四九年五月一二日の米英仏三国軍政長官の西独憲法に対する認可書によつて表決権を持たないものとされてゐるが、この占領状態継続のためのやむを得ない制限を別として、連邦議会議員又は連邦参議院議員と同等の法的地位を認められているようである。

なお、ベルリンの連邦議会への代表者は、現在二二名で、西独の他の州と異なり、間接選挙によつて選出されており、また、連邦参議院への代表者は四名である。

結論として、西独方式は、そのまま沖縄に適用することはできない。

三 主要な問題点

沖縄住民の代表者を国政に参加させるに当たつて考えられる主要

な問題点をあげてみると次のようになる。

- 1 沖縄住民の代表者をわが国の国会の常駐制度として参加させるのか、随時参加の制度とするのか、また、本会議又は委員会の必要に応じて参加させるのか。
- 2 沖縄住民の代表者を本会議にまで出席させるのか。委員会限りの出席とするのか。
- 3 沖縄住民の代表者は、国会の構成員ではないので議案の発議権、動議の提出権、討論、表决権等を有しないことは当然であるとしても、これに質問権及び質疑権まで持たせるのか。単に意見の表明に止めるのか。

三 法律案要綱

右のこと考慮にいれて、沖縄住民の代表者ができる限り議員に近い権能を持つて国政に参加し得るような制度を前提として大綱を考えてみると次のようになる。

沖縄住民の代表者の国政参加に関する法律案要綱

第一 目的

沖縄住民の意向をわが国の国政に反映させるため、その代表者の国政参加の途を開くことを目的とするものとすること。

第二 沖縄代表

沖縄住民の代表者として琉球政府立法院が選定した者であつて、それぞれの議院が承認したものと、当該議院の沖縄代表とするものとすること。

第三 沖縄代表の数

沖縄代表の数は、おおむね、衆議院においては四人、参議院においては二人とすること。

第四 沖縄代表の地位の喪失

沖縄代表は、次の各号の一に該当する場合には、その地位を失うものとすること。

① 沖縄代表が、議院へ出席する権利を喪失したとき。

一 当該議院へ解任する旨の申し出があつたとき。

二 死亡したとき。

三 議院内の秩序をみだした場合その他特別の事情がある場合において、当該議院（閉会中であつては、当該議院の議長）が第二の承認を取り消したとき。

第五 議院の会議への出席及び発言

1 この案は、常時出席を義務づけるものではなくして、沖縄代表のみからの判断で、その欲するときは、いつでも出席できるという意味である。

議院の会議への出席については、沖縄に関する事項が審議されていける場合に限ること及び議長がいつでも退席を求めることができることとするという案も考えられるが、この点は議事運営の実情を考慮して決めるべきであろう。

2 沖縄代表の議場内の座席の配置については、沖縄代表の機能が發揮されること及び議事運営の円滑を阻害しないことを考慮して定めるものとする。

3 沖縄代表は、議院の会議において、沖縄に関する事項について次の発言をすることができるものとすること。
一 当該議院が特に重要とみとめて承認した事項について口頭で政府に問い合わせすこと（議員の場合の口頭質問に相当するもの）。

二 議題について問い合わせること（議員の場合の口頭質問に相当するもの）及び問いただすに当たつての意見の表明

三 前号の問いただしを前提としない意見の表明

（注）

1 本会議における発言の性質及び議事運営の実情にかんがみ、一号及び二号の発言についてはなお検討を要するであろう。

2 発言については、おおむね議員の場合と同様の規律に服するものとする。

各議院は、沖縄に関する事項について、沖縄代表の当該議院の会議への出席発言を求めるができるものとすること。
第六 委員会への出席及び発言

1 沖縄代表は、議長のあらかじめ指定した委員会に出席することができ、議長のあらかじめ指定した委員会以外の委員会には、委員長の許可を得て、出席するができるものとすること。

然可

2

沖縄代表は、委員長の許可を得て、沖縄に関する事項について発言することができるものとすること。

(注) 発言については、議題についての質疑に相当するもの及び議題についての意見の表明が考えられる。

3 委員会は、沖縄に関する事項について、沖縄代表の委員会への出席発言を求めることができるものとすること。

4 沖縄代表は、委員会を傍聴することができるものとすること。

第七 請願の紹介

沖縄代表は、沖縄住民の沖縄に関する事項についてする請願の紹介をることができるものとすること。

第八 出張調査の依頼

各議院は、議案その他の審査又は国政に関する調査に資するため、沖縄代表に沖縄に関する事項の出張調査を依頼することができるものとすること。

第九 手当、旅費等の支給

沖縄代表には、手当、往復旅費の一部、出張旅費等を支給するものとすること。

第十 参議院の緊急集会

この法律の規定は、参議院の緊急集会について適用があるものとすること。

第十一 施行期日

この法律は、第回国会の召集の日から施行するものとす

秘

沖縄住民の代表者の国政参加について

自由民主党沖縄問題特別委員会
委員長 安井謙
(試案)

一、沖縄からその住民の代表者の国政参加について強い要望がなされている。

この問題は、国際問題がからむので慎重な検討を要すると考えられるが、沖縄の最近の実情にかんがみ、自由民主党がこれを率先して取りあげることが政治的にも必要であると思う。

二、この問題は、立法措置を要するものであるが、勿論、今国会中の解決は困難であり、今会期中にこの法律案を提出し得るかどうかについても、なお、検討をしなければならないと思う。

三、この問題と関連して、潜在議席の法律案が第五十五回国会に社会党案として衆議院に提出され、今国会に継続審査となつてゐるが、この法律案は、若干の字句の修正を加え、共産党を除く各派共同提案として、今国会で成立させることが望ましいと思う。

四、以上により別紙要領によつて自由民主党沖縄問題特別委員会で検討したいと思うので御連絡いたします。これについて御意見等があれば、お聞かせ願いたい。

沖縄住民の代表者の国政参加について

基本的考え方

沖縄住民の代表者の国会受入れを検討するに当たつて先ず考えなければならないのは、平和条約第三条により、現在沖縄の施政権がアメリカ合衆国に属しているため、全国民を代表する者を選ぶ方法を定めているわが国の公職選挙法を沖縄に施行することができないことである。

したがつて沖縄住民の代表者を憲法第四三条に規定する「全国民を代表する選挙された」者と解することはできないから、沖縄住民の代表者を国会においては議員と同様に又はこれに準ずるものとして取り扱うことはできないので、方法としては、わが国の沖縄に関する諸施策が沖縄住民の利害に影響を及ぼすものであることから、国会が沖縄住民の代表者の意見をきくという意味で、これに参加を求めるということとなるものと考えるべきではないかと思われる。

なお、沖縄住民の代表者の国政参加についての措置を講ずることは、ア

メリカ合衆国と十分に協議し、その了解を得ることをもちろん前提とするものである。

(注)

1 もつとも施政権の一部の分離返還が可能であることを前提とし、その一態様として公職選挙法及びこれに関連する法令を沖縄に施行することをアメリカ合衆国が同意するとすれば、沖縄住民の代表者を「全国民を代表する選挙された」者であると解して、これを議員とすることも理論的には可能であるとの考え方もあるが、実際上、公職選挙法等を沖縄に施行することには選挙管理、選挙運動の取締り、選挙争訟その他的事情により実現は困難と思われる。

2 沖縄に似た例として西独のベルリンが参考になる。ベルリンの場合と沖縄の場合との相違は、ベルリンは、西独憲法上西独の州であり、かつベルリン代表の連邦議会及び連邦参議院への参加には、憲法上明確にその根拠があることである。ただ、現在占領が継続しているため、西独憲

法のベルリンへの適用は制限され、西独憲法一四四条二項によつて、議員の代わりに、代表者を西独の連邦議会及び連邦参議院に送ることがでることになつてゐる。この代表者は、一九四九年五月一二日の米英仏三国軍政長官の西独憲法に対する認可書によつて表決権を持たないものとされているが、この占領状態継続のためのやむを得ない制限を別として連邦議会議員又は連邦参議院議員と同等の法的地位を認められているようである。

なお、ベルリンの連邦議会への代表者は、現在二二名で、西独の他の州と異なり、間接選挙によつて選出されており、また、連邦参議院への代表者は四名である。

二 主要な問題点

結論として、西独方式は、そのまま沖縄に適用することはできない。

沖縄住民の代表者を国政に参加させるに当たつて考えられる主要な問題点をあげてみると次のようになる。

1 沖縄住民の代表者をわが国の国会の常駐制度として参加させるのか、

隨時参加の制度とするのか、また、本会議又は委員会の必要に応じて参加させるのか。

2 沖縄住民の代表者を本会議にまで出席させるのか。委員会限りの出席とするのか。

3 沖縄住民の代表者は、国会の構成員ではないので議案の発議権、動議の提出権、討論、表决権等を有し得ないことは当然であるとしても、これに質問権及び質疑権まで持たせるのか。単に意見の表明に止めるのか。
法律案要綱

右のことを考慮にいれて、沖縄住民の代表者ができる限り議員に近い機能を持つて国政に参加し得るような制度を前提として大綱を考えてみると次のようになる。

沖縄住民の代表者の国政参加に関する法律案要綱

第一 目的

沖縄住民の意向をわが国の国政に反映させ、以て一体化の推進ひいては施政権返還の促進に資するため、その代表者の国政参加の途を開くことを目的とするものとすること。

第二 沖縄代表

琉球政府より、沖縄住民の代表者として選定された旨の通知のあつた者であつて、それぞれの議院が承認したものと、当該議院の沖縄代表とするものとすること。

第三 沖縄代表の数

沖縄代表の数は、両院を通じ二人とすること。

第四 沖縄代表の地位の喪失

沖縄代表は、次の各号の一に該当する場合には、その地位を失うものとすること。

一 当該議院へ解任する旨の申し出があつたとき。

二 死亡したとき。

三 院内の秩序をみだした場合その他特別の事情がある場合において、当該議院（閉会中にあつては、当該議院の議長）が第二の承認を取り消したとき。

第五 委員会への出席及び発言

1 沖縄代表は、議長のあらかじめ指定した委員会に出席することができるものとすること。

2 沖縄代表は、委員長の許可を得て、沖縄に関する事項について発言することができるものとすること。

（注）発言については、議題についての質疑に相当するもの及び議題についての意見の表明が考えられる。

3 委員会は、沖縄に関する事項について、沖縄代表の委員会への出席発言を求めるができるものとすること。

4. 沖縄代表は、委員会を傍聴することができるものとすること。

第六

請願の紹介

沖縄代表は、沖縄住民の沖縄に関する事項についてする請願の紹介をすることができるものとすること。

第七 出張調査の依頼

各議院は、議案その他の審査又は国政に関する調査に資するため、沖縄代表に沖縄に関する事項の出張調査を依頼することができるものとすること。

第八 手当、旅費等の支給

沖縄代表には、手当、往復旅費の一部、出張旅費等を支給するものとすること。

第九 参議院の緊急集会

この法律の規定は、参議院の緊急集会について適用があるものとすること。

第十 施行期日

この法律は、第回国会の召集の日から施行するものとすること。

3

困難である旨を明らかにした所の
ところは同様(「難いと云ふ」
難易側面)
難易側面「沖縄住民の選出
手段の問題」と表記の如き
提案なし。
与党側は「選出」とう表現なし。
平政参加の方法(2つある)沖縄住民
の希望の面のもの(且つ63%)
希望
本土並を参考して居る立法院
議院)の開設には必ず争点の如
国2.3張なり3年半は選出の代りに
候選有る、と表記の如く
と述べたが(日本)は「選出」は
民主
一般的な意味で、かく平政参加の

4

内容を規定する場合の「選出」を
考案し、与党側も「選出」
を希望と認めた上、困難なこと
と述べた。
現行の選出制度は小選区固民選
制度は大半改訂(公選と併用)
(内閣省と外務省大半を同席)
現も、この表現は上記未現の
の審査の通りのものである。下
提案理由及公選答弁の中でも
明示され、之を強調する所は
少く、「將軍統計を生ずる」の如
なから、の事務を縮め、
これを基に、現行公選の行方を考慮する。

(20) 由 大内 8M 三木大臣の
(即了承可経た。)

以上を主縁を重んじ、御用意経て
の後、公へおひこ、別添 2 の

連絡が、公へ一致捺付せれ。

(以上既承認した。)

本件、蔵内改修次第の連絡は
本件/改修済み 3 の通り。
~~参考~~

沖縄住民の国政参加に関する件

沖縄の祖国復帰体制の整備を図り、真に本土との一体化を推進することとは現下の急務である。

これがため、沖縄住民の望む国政参加は、極めて緊要と認められる。

よつて、政府は米国政府との交渉をさらに促進し、速やかにその実現を期すべきである。

右決議する。

沖縄住民の国政参加について（検討事項）

衆議院法制局
(昭43・10・4)

沖縄住民の代表をわが国の国政に参加させる問題、いわゆる沖縄代表の国政参加の問題について、検討を要する主たる事項を挙げれば次のようなことが考えられる。

一 沖縄代表の選任

- (1) 沖縄代表の選任の方法は、沖縄側の決定にまかせることとするか。この場合における方法としては、次のような方法が考えられる。
(1) 沖縄住民の直接選挙によることとするか（本土の公職選挙法の選挙権、被選挙権の基本的要件を充たすことを必要とするかどうか）
(2) 琉球立法院における指名又は間接選挙によることとするか（この場合において琉球立法院議員に限るのか、それ以外の第三者も認めることとするか）。

- (1) 琉球政府主席による指名によることとするか（この場合において琉球立法院議員に限るのか、それ以外の第三者も認めることとするか）。
(2) 右の沖縄代表の数は、本土における次に掲げる沖縄類似地区の人口を勘案して、割り出したものである。
(1) 人口（昭和三五年一〇月一日現在の国勢調査に基づくものである。）と公職選挙法別表の議員定数

二 沖縄代表の数

- (1) 沖縄代表の数は、例えば、衆議院においては五人、参議院においては二人とするか。
(2) 右の沖縄代表の数は、本土における次に掲げる沖縄類似地区の人口を勘案して、割り出したものである。
(1) 人口（昭和三五年一〇月一日現在の国勢調査に基づくものである。）と公職選挙法別表の議員定数

県名	人口	(4)	
		衆議院	参議院
佐賀	七五二、六九〇	八四二、六九〇	八一、〇六〇
高知	七八一、〇六〇	八五九、〇六〇	八八八、〇六〇
徳島	七五二、六九〇	八五九、〇六〇	八四七、〇六〇
島根	七五二、六九〇	八五九、〇六〇	八五九、〇六〇
鳥取	七五二、六九〇	八五九、〇六〇	八五九、〇六〇
奈良	七五二、六九〇	八五九、〇六〇	八五九、〇六〇
滋賀	七五二、六九〇	八五九、〇六〇	八五九、〇六〇
福井	七五二、六九〇	八五九、〇六〇	八五九、〇六〇
井賀	七五二、六九〇	八五九、〇六〇	八五九、〇六〇
梨賀	七五二、六九〇	八五九、〇六〇	八五九、〇六〇
良賀	七五二、六九〇	八五九、〇六〇	八五九、〇六〇
現在	昭和三五年一二月一日現在		

沖縄の人口	(3)	
	人	口
九三四、一七六	八八二、九二二	八八二、九二二
		昭和四〇年一〇月一日現在

(右の人口は、琉球立法院において制定された統計法（一九五四年〔昭和二九年〕立法第四三号）第五条による国勢調査に基づくものである。)

三 沖縄代表の名称及び任期

- (1) 正式な名称をどうするか。
 (2) 任期をどうするか。

衆議院議員又は参議院議員の任期とは別に、独自の任期を定めることがととするか。

四 沖縄代表の地位

- (1) 本会議への出席及び発言
 特定の事項を審議するときに限り、その議院から出席を求められたときは、これに出席、発言することができるようにするか。
 又は議院で定めた特定の委員会に限り委員として出席することを認めることとするか。
- (2) 委員会
 委員会への出席
 すべての委員会に委員として出席することを認めることとするか。
- (3) 委員会への出席
 又は議院で定めた特定の委員会に限り委員として出席することを認めることとするか。

(4)

(3)

(4) 発言及び質疑

委員会における発言又は質疑は、これを自由に認めることとするか。又は特定の事項に限り認めることとするか。

(5) 委員会における表决権

委員会における表决権をどうするか。

これについては、次のような意見を考慮の上決定すべきであろう。

(A) 憲法上、委員会については直接の規定がなく、国会法、衆議院規則、参議院規則に基づいてその設置、運営が定められており、従つて、憲法上の直接の機関とはい難く、たとえ本会議における表决権がなくても、国会法等につき特例措置を講ずることによつて、委員会における表决権を与えても差支えないのでないかという意見。

(B) 委員会は、(A)で述べたように、憲法上の直接の機関でないとしても、国会法その他の国会法規の規定の趣旨から、本会議の準備的手続としての第一次的審査機関であると解する場合においては委員会は議案を廃案とする権限がある(国会法五六条三・四項)こと等を考慮して検討する必要がある。

(6) その他

委員会における動議の提出、討論等については、以上に述べた事項との関連において検討されるべきであろう。

(3) 発議権

発議権は、憲法の趣旨から、議院の構成員たる議員の専属的権限とする場合においては、これを与えることは問題であろう。

五 不逮捕特権及び免責特権

憲法の趣旨から、不逮捕特権及び免責特権は、国会議員の地位に伴う特権と解すべきであるから、これを他に及ぼすことは無理であろう。

六

沖縄代表の待遇

- (イ) 沖縄代表に対する報酬、通信交通費、調査研究費、旅費等についてはどうするか。

- (ロ) 沖縄代表に対する事務室、秘書、互助年金、立法事務費、国鉄の無賃乗車等についてはどうするか。

七 その他

沖縄代表の内閣に対する質問権、沖縄代表の地位の喪失、院内の秩序違反等の措置についてはどうするか。

八 立法措置

沖縄代表の国政参加について、必要とあらば、国会法その他の国会法規の改正によることとするか、あるいは「沖縄代表の国政参加に関する特別措置法」というような単行法によることとするか。

「備考」へ「沖縄住民の国政参加について」の検討事項中の一(1)(1)の備考)

(1) 公職選挙法をそのまま沖縄に施行し適用することは、後述するよう無理があるとするならば、次のような方式は、全く考究の余地がないものであるかどうか検討する必要はなかろうか。

「公職選挙法と同様の内容を有する選挙法を琉球立法機関において制定し施行する方式」

右は、琉球政府に与えられた権限と手続（たとえば、立法につき高等弁務官の承認等）に従つて、琉球立法機関が、自主的に、公職選挙法と実質上同様の内容を有する選挙法を新たに制定し、沖縄から選出する者の選挙について適用しようとする方式である。

この方式によれば、沖縄住民の国政参加について、日本国憲法その他の法令を沖縄に対しても適用するかどうかの問題に触れることなくわが国における国内法の問題として処理することが可能となるのではなかろうかとの前提に立つておる。

(1) 日本国においては、公職選挙法の改正を行ない、沖縄選出の国会議員の定数を、たとえば衆議院議員については五人、参議院地方選出議員については二人とする。

(2) 沖縄側においては、少くとも、選挙権、被選挙権、選挙運動の態様等について、日本国憲法及び公職選挙法が規定している要件と、同様の要件を内容とする選挙法を制定することが必要である。たとえば、被選挙権の要件が異なるような規定をした場合においては、日本国憲法及び公職選挙法が定める要件に合致しないこととなるから、それによつて選挙された者を国会議員として取り扱うことは、法律上、不可能といわざるを得ないからである。

右の場合において沖縄の選挙法により選出された者は、次の理由により日本国憲法及び公職選挙法により選出された国会議員と認められるように解することができるいかどうか。

(1) 沖縄住民は、日本の国籍を有し、日本国憲法にいう日本国民であるか

ら、沖縄の選挙法により沖縄住民が選挙した者は、日本国憲法四三条に規定する「全國民を代表する選挙された議員」に該当するものということができないか。

(4) 沖縄の選挙法は、日本国憲法一五三条に規定する「公務員の選挙について」では、成年者による普通選挙を保障する。」及び同条四項に規定する「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選挙に関し公的にも私的にも責任を問はれない。」に該当するものとすれば、日本国憲法及び公職選挙法の要件を具備しているものとすることができないか。

(5) 沖縄の選挙法において規定する選挙人及び被選挙人の資格が、日本国憲法四四条に規定する「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。」に該当するものとすれば、日本国憲法及び公職選挙法の要件を具備しているものとすることができないか。

(2)

沖縄の選挙法が、日本国憲法四七条に規定する「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」に該当するものとすれば、日本国憲法及び公職選挙法の要件を具備しているものとができるないか。ただし、これらの点に関しては、沖縄の特殊事情にかんがみ、必ずしも公職選挙法に規定する内容と全く同一の内容のものを規定していなければならぬとする必要はないのではないか。

(3) もし、右の(2)に述べた問題点が解決された場合においては、日本側において沖縄の選挙法によつて執行された選挙を、公職選挙法に基づき執行された選挙とみなす旨の特別の立法措置を講ずることとする。

(4) 以上述べたところにより、沖縄の選挙法により選出された者が、憲法上、国会議員と同様の性格を有するものと認められこととなれば、沖縄住民の国政参加問題の解決について、大きな手がかりとなるであろう。

(1) 公職選挙法をそのまま沖縄に施行し通用することは、次のような理由に

(1) より困難であろう。

平和条約第三条は、「合衆国は沖縄及びその住民に対して行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部行使する権利を有するものとする。」と規定している。しかしながら、両国政府間に平和条約第三条に関する例外措置を認める旨の合意がなされ、日本国憲法及び公職選挙法を直接沖縄に施行し適用することが認められるならば、本土と同様の選挙を執行することが可能となるであろう。そうでない限り、日本国憲法及び公

職選挙法が現実的に沖縄に適用されると解釈することは、無理であろう。
(2) 沖縄選出国会議員の選挙が、公職選挙法を施行し適用することにより執行されると仮定した場合においても、単に選挙の執行という行政上の措置のみにとどまらず、選挙争訟、選挙違反の発生に伴う処罰等に關し、司法権の作用が沖縄にも及ぶことを認めざるを得ないこととなる。すなわち、公職選挙法を適用することにより、立法権及び行政権の作用のみでなく、司法権の作用が沖縄に及ぶこととなり、アメリカの有する施政権は、その限りにおいて重要な変更を受けざるを得ないこととなり、
(5)

施政権の本質に及ぶ問題を惹起することとなり無理であろう。

187 沖縄
1部 総

2部

特種而り入事、加藤參事官試用

沖縄住民の代表を国会の審議に参加させるための
暫定措置要綱案

(四三八一三)

(趣旨)
沖縄と本土との一体化施策の推進関し沖縄における
とするべき措置について、沖縄住民はその要望を日本統治

問委員会の琉球政府代表を通じて反映される方針が開

かれ、これが本土に反映されるべき措置については沖縄住

民の要望をその施策に直接反映させる制度がない。

したがって国会における審議の過程において沖縄住民
の代表に發言させ質疑させる制度を確立し、本土
における一体化施策の樹立が沖縄において行われる措
置との関連において円滑に行なわれるよう措置
する必要があること。

(沖縄代表議員の設置)

二 衆議院及び参議院に沖縄代表議員を置くこと

各議院に置かれる沖縄代表議員の数は衆議院
五人、参議院六人とする。

③

○

(選出方法)
三 沖縄代表議員の選出の方法は、琉球政府の定めるところによるものとする。

中央選舉管理委員会は、琉球政府主席から郵便

代表議員の選出結果の通知を受けて、その結果の旨を告示するものとする。

(選出の効力発生)
四 沖縄代表議員の選出の効力は、中央選舉管理委員会が告示した日から生ずるものとする。

(任期)
五 衆議院に置かれる沖縄代表議員の任期は、四年とする。ただし、衆議院解散の場合には、この期間満了前に終了するものとする。

参議院に属する沖縄代表議員の任期は六年とし、三年ごとに議員の半数を改選するものとする。

(沖縄代表議員の権利)
六 沖縄代表議員は、衆議院又は参議院の會議又は委員会に出席して沖縄住民の要望が国会の審

議に反映するように発議し、發言し又は質問する
権利を有する。ただし、表決権は有しないものと
す。

(所属する委員会)

七、冲縄代表議員は、内閣委員会又は沖縄問題審
議のために設けられた特別委員会(以下「沖縄問題審

議員会」と総称する)に属するものとする。

各議院の議長は、必要があると認めるときに、
沖縄代表議員を他の委員会にも兼ねて属させる
ことができるものとする。

(不逮捕特權)

八、沖縄代表議員は、院外における現行犯罪の場合を
除くことは、国会会期中逮捕されず、会期前に逮捕された
た沖縄代表議員は、その議院の要求があれば、会
期中釈放しなければならぬものとする。

九、沖縄代表議員は、議院で行なつた發言につき院外

責任と問われないものとする。

十（懲罰）
冲縄代表議員は院内の秩序をみたした場合には

懲罰に付されるものとする。この場合において出席

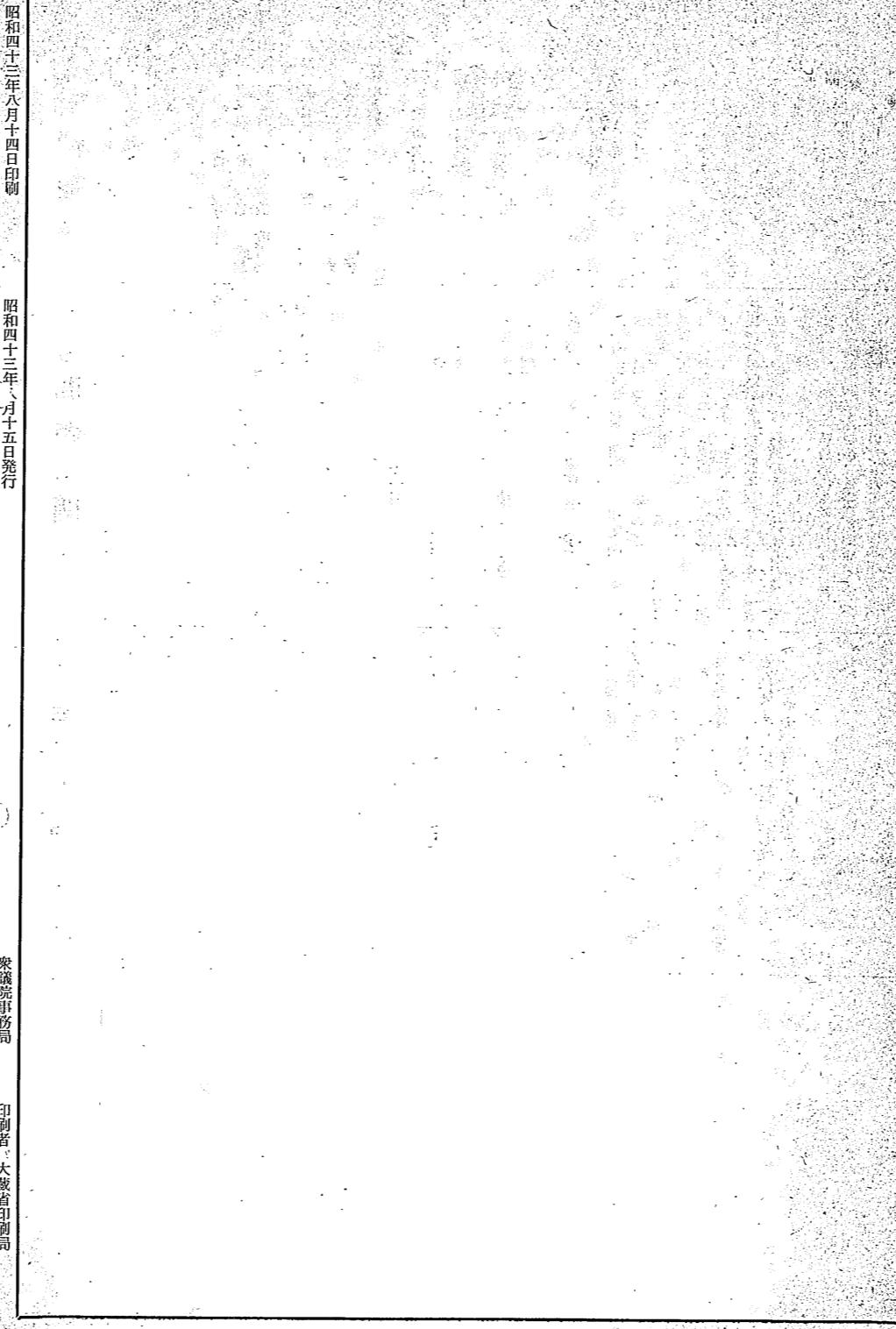
議員の三分の二以上の多数によつて除名の議決を
されたときは沖縄代表議員はその資格を失つもの
とする。

（歳費等の支給）
十一冲縄代表議員には、衆議院議員又は参議院

議員に準じて歳費旅費手当、退職金等を支給可

るものとする。

第一類第八号　沖縄及北北方問題に關する特別委員会議録第三号　昭和四十三年八月十日



昭和四十三年八月十四日印刷

昭和四十三年八月十五日發行

衆議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局

アメリカ局長
参事官

卷之三

三二

條約課長 北米課長

國政參加。署院委之檢討」。報道：「...」

43. 10. 5
まち

標記(一) 10月4日付時事通信報道
内、周囲方面は昭令14結果大要下記。

通 4. 參 考 文 章

1. 翁院事務局總務課（議運角系）説

「我沒有事務局加薪請1200元」乙：二

は近（ひそか）日下事務局へ手てに用（ゆう）意（い）方（ほう）面（めん）の資料を蒐集（しゅうあつ）、主（おも）な中心（ちゅうしん）とし

部長ラスケ検討しておじき、段階に追
手： 従、2、國政参加の内容（内閣事務局）

9. 方針以至草案呈交決議，~~並~~，於此，
故本件法律案已議員提出上場。

委员会提出之办法，未被采用。

2. 自民黨事務局選用氏譜

本件報道の内容は承知。1.2.3.4.5. 傳言
Suh & Sato具体的な→ogenesis がまだば

進人之日，著~~而~~。法官以議員
提出之形式，是今日之國會之公事也。

12. 子 頭(系議員の事前に調整が必要な事)。

(p. 1. 現在 $q = 3$, $= q + r_1 = 17 \neq 10 \text{ 由此}$

3. 特惠局加藤參事官

本事件はつむぎ、何を承知して販売した。そして、
従事者たる立場で販賣度に進んで販売と認めた。

衆議院沖特委に於ける総務長官の日米
協議委員会に関する報告について

一昨日、十月九日、沖縄に於する日米協議
委員会の第十五回国会合が、日本側から外
務大臣と私が、米国側からジョンソン駐日米
国大使が出席して開催されました。
議題としては、沖縄住民の国政
参加問題及び台風十六号による沖縄地

内閣

域における災害の問題がとりあげられ
ました。

先ず、沖縄住民が熱望いたしております
ます日本の国政への参加の問題につき
まして、去る七月一日に開催されましたが
第十四回国米協議委員会において、我
方から、なんらかの形での沖縄住民の
国政参加が望ましいので、日本側として
も法律上の問題等国内的な問題の解

内閣

決について検討して、る旨を述べ、米国政府においても、その早期実現につき、好意的配慮をしてほしくと要請いたしましたが、今回わが方の要請にたえまして、「一体化施策を含む日本本土の沖縄施策に沖縄住民の民意を反映させるため、選挙により選ばれた沖縄の代表が日本本土の国会の審議に参加することが望ましく、かつ有益である

内閣

ること」が日米間で合意されたのであります。沖縄住民の待望久し、懸案であつただけに誠に喜ばしいことと存ずる次第であります。

沖縄住民の国政参加の実施のために必要な措置について、日米双方が、沖縄住民の要望を考慮しつゝ、相互に協力することが合意されておりますが、国政参加の具体的項目は、本来交入れ側に

内閣

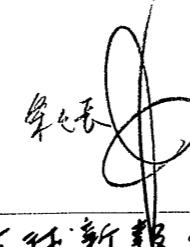
る本土国会及び、代表を派遣する沖縄側の問題でありますので、国会におさすしても十分の御協力あらんことをお願ひ申しあげる次第であります。

次に、台風十六号による沖縄地域の台風災害の問題につきまして、ジョンソン大使から、アンガーハ等弁務官のとられた措置につき詳し、報告があり、わが方より被災地住民の生活の安定のた

めに、物心両面にわたり、できる限りの援助を行なうようにして、こということを申し述べたのであります。

以上、簡単に日米協議委員会の終

過を御報告申しあげます。

アメリカ局長
 参事官
 北米課長

 統計新報「國政參加法案」
 11月13日報道 10月12日
 43.10.17
 申込
 10月9日、日本協議委員会と連合の合意
 10月13日沖縄住民の國政參加内定 10月12日
 自政參加次の通常国会の提出 10月13日沖縄
 (自民代表の國政參加に10月13日特別措置法)
 章の作成作業は10月12日
 大綱がまとめて 10月15日付統計
 新報記事(引紙) 10月12日、自政是題
 及び連合したと3、向長は次と申り若

之れを「御参考本」。
 記
 國政參加内定「自政」の政治上は
 目下の所特別措置法が審議院法制局
 と行合せを行ひ程度の差とい
 て、今後も具体的に審議 10月16日付
 本の「法案」の如きも其作成の如く
 (此後、審議會が開催されれば各科試案
 とし、それをもとに、即ち、10月13日付
 10月16日付の如く、今後は
 逐條逐款 10月16日付の審議の如く)

アメリカ

昭和四三年一二月一三日の參議院議院運営委員会理事会に
おける木村内閣官房副長官發言要旨

米国は、昭和四三年一〇月九日の沖縄に関する日米協議委員会において、沖縄の代表の権限は、沖縄が米国の施政権下にあるという事実の下で日本国内法上認めうる最大限のものとすることに異議のない旨を述べたのであるから、国会における審議の結果仮りに沖縄の代表に國會議員と全く同じ権限を与えるような法律が制定されることになつたとしても、米国側がそれに対して文句をいふはずはないし、また、そのことについて改めて米国側の了解を求めるまなければならないものでもない。

(備考) 右の趣旨の發言は、昭和四三年一二月一六日の衆議院議院運営委員会理事会においても、同副長官によつて行なわれた。

北米課長

枝

固
合
用

訂正表

12月10日 提出した資料「連邦議会古トド
連邦参議院の概要」につき 下記のとおり
訂正表 公表いたします。

統
計

5月 7日	202名	217名
" 9日	48名	49名

21頁 9行目 郵便、バス 郵便バス

昭和43年12月12日

外務省

GA-6

外務省

秘
無期限

アリルル民
参事官

北米課長

沖縄住民の国政参加について

昭和43年12月22日
北米

12月24日、自民党沖縄問題特別委員会
にあたり、衆議院法制局に提出された

資料「沖縄住民の国政参加について(検討
事項)」別添のとおり 高見山供します。

以上本件資料について 同日、委員会に提出
審議・参考された趣旨、参考まで。(高見
山、北米課長出席)。

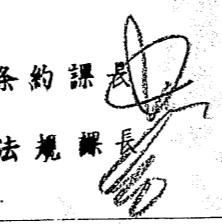
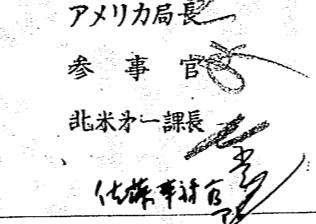
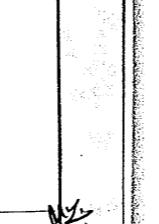
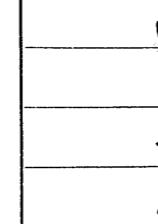
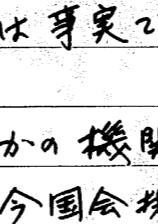
追つ2、別添資料の追加送付文自民党

事務局へ依頼すみ。

GA-6

外務省

10407

条約課長  アメリカ局長  参事官  法規課長  北米第一課長  化粧室付官 	国政参加問題について 44. 4. 7. 米、北一、(有地)
<p>4月7日付產經新聞紙、朝刊1面トップに「国政参加 — 今国会提案は見送り」との見出しの記事（切抜別添）を掲げているので、同記事に関し、7日自民党政調会議遠田調査役に照会したところ、下記のとおり回答を得たので御参考まで。</p> <p>記</p> <p>1. 產經新聞記事について その出所は知らぬが、現在の自民党内の大勢が同一</p>	
<p>2. 記事のような雰囲気になりつつあることは事実である。然し自分は党の何れかの機関が例えば“国政参加法案の今国会提案を見送る”というような決定をしたとは承知していない。</p> <p>2. 自分が承知していなかったが、3月31日の自民党沖縄委（千葉課長出席）、際に結論は出でからだ。党の公式態度は「今後も前向きに検討する」ということ、その後變つていない。</p> <p>党の立場は、与野党意見の一致を基礎とした法案を出したいということがある。沖縄代表の「本土議員並」実現は理想ではあるが、それには法的範義</p>	

3

があり、その裏をめぐって与野党間に意見の一一致が中々みられなり。そこで新聞に

も出でるようには、今秋の総理訪米と沖縄返還の時期がはっきりすれば、二の法

的疑義も薄れるのをやり易いのではないかとの意見が強くなつてゐる。

3. 本件は、現在議運委で取り扱うことに
与野党意見の一一致をみたり。また各

とおり運ばれてはいるが、二際自民党は
独自の案を作らるべきだという意見もある。

然し、之に對ても、野党の動きをもっと見
た上でなければつきないとの意見もあり。

結局大勢としては今国会提案は無理
で、時間的に総理の訪米待ちといふこと

外務省

GA-6

4

になりつゝある。

27. 1. 會議は実法なり。

GA-6

外務省

大臣執書官

~~条約局長~~ アメリカ局長
~~參事官~~ 參事官
~~參法規課長~~ 北米第一課長
~~條約課長~~

秋期限

國政參加 1=7"2.

44. 4. 14. Ex-

1413. 練藤代畫官より。佐藤少司(1.
次へ)直(アマタ)連絡事務局にて。

1. 14日. 自行党的衆院議員會長FJ
木村副長官は審議會長. 本日. 各道議會
(官房) (議長)
議員の集計がO. 今後は、自行党と120
未回水曜日と同日は. 政審の中心は今

17. 國政參與は2020の自民選舉を予
め3月に実施する連絡が重ねた。

2. 本邦副長官は、本邦未訴に於て國政を以て
國事に於ける事無く、最善の策

と“このはむかしのうた：次善”第2行は“やうやく得て”旨述べた。

秋期限

アメリカ局長
参考官
北米第一課長

沖縄国政参り口=7-2

45.1.27
米北1

本件以周子新聞報道（日經、讀賣、每日等）
（二月）（一）自民黨事務局遠田氏（二月八日）

39回答題旨下部92頁。

記

1. 昨26日の会合出席者の新聞記事を通じ、
、趣意、旨、自ら(達田氏)は出席しないことを

詩編集知一二三四。

2. 萬本部國會對華關係擔當者的職能。

自民黨提出（合會待全部回歸）。

④ 無論是哪個時代，要懂得語言，合乎時代的標準。

外務省

沖縄の未だ不逮捕事件の結論出し
30日、理事会、支、支、協議、了

$$z = c \tau_2 + \gamma = \lim_{n \rightarrow \infty} z_n$$

外務省

PHOPB

李本寧

卷之三

卷之三

國政參照，記事 1-2-2

45. 1. 27

米北 /

沖縄の国政参加は、(26日付) 日本 (26日付) と
毎日、(27日付) 記事、(27日付) に、(27日付)

方面一：限令（ $n=2=3$ ，零旨下記9ヶ条）。

1. 署議院委員部様井氏

(1) 1月26日、会合、(3)河、沖縄島、

議會各委員長，外，參議院、衆議院、司法部、財政部、農商部、工部、交通部總長，委員部長等上層部），本會即行解散。

担当官レベル者が / 号出席 12/20/2023
詳細不明。
2023年12月20日

(2). 6. 26日，會合改進公會9點。

自民憲士遠因民不輕以也。斯竟志于勤勞一言。吾

二十九、公武九月九日。

(3). 日常工作報告。醫院議運委員會於周例

參加的同學要觀察並取樣水樣之水質，
之後再以學院之方法進行分析。

七九五会合，属工配布12平山。

2. 特遠而安各屋補注

自今（安谷屋）加之上司の命令に従う。但し、(1) 繼承面

12 基本指標議定書(2000年3月20日). 上記

今合兩處，基本的政策，聯合會，聯合會，
乃：沖繩，議員，不逮捕特權和問題

24. 組合せ出力の大きさ (例題 = 3)。

30日9理事会改訂議案二二二三三

穎集卷之二

1

務省

アメリカ局
参事官
北米第一課

沖縄、国政参加 1-7-2

45.1.30
米北1

1月30日 自民党中央委員会下記2.9
通り(国会派に通じ案内(2-1)由)案内越す

2.9. 国政参加の法律審議(1)本了089
衆院議運理事会の模様 1-7-2 下記 1.9

とより 説明 加入 7-9-2 参考まで。

記

1.1.30午前11時より議院へ出立議運委員
会理事会が開催され、自民党提出の法律

(2-1新規)の報道資料(9-全(同))
(2-2)審議 文中、「代表者」を「議長」

1-21.4.2 = 2-1T= 3.修正好く、各党賛

GA 6

外務省

192

備り 来る2月13日午後1時より議運委員
会国会法改正小委員会改めて検討

2-2-7-7-1.

2. 自民党中央委員会検討会 2月2日

2日(月)、沖縄委員会議運委員長、
原田理事長が参議院議運委員長出席

予定、協議 2-2-7-7-1.

2. 自民党中央委員会議運委員長

日時 2月2日(月)午前8:30分より

場所 自民党中央部 202号室

議題 1. 沖縄、国政参加 1-7-2

2. 45年度沖縄府援助予算 1-7-2

3. 3.9.付

外務省より千葉北末井/議長、出席要請

GA 6

外務省

条約局長	アメリカ局長
参事官	参事官
条約課長	北米第一課長
法規課長	官給国会班
衆議院試運理理事会	
<p>衆議院試運理理事会は本日11時20分から約1時間開かれたが、同席上における「沖縄国政参加要綱」問題は大要下記の通り検討が行われた趣である。</p> <p>A. 田沢吉郎議員から「沖縄国政参加要綱」案の内容を報告。</p> <p>B. 主なる質疑応答の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「この案は米国と日本政府との交渉の結果、<u>合意</u>の上出来たものか」 「それも含めて出した。」 2. 「此の案が試運の対象として、これから協議して行くのか」 「自民党のつくった案を中心にして協議して行く方が審議し易いと思う。野党案を否定するものではない。」 3. 「これは自民党案か田沢私案か」 「田沢私案である。」 4. 「第4条の選舉法中、壁立ての意味如何」 〔合弁なし〕 	

5. 「参議院全国区が入っていないか」
どういう考え方か
「旅券等未だ立法手続き上難しい点がある。来年6月の参院選までの間、現在一応衆議院のみを考えている。」
6. 「付則」では「当分の間」というが、この意味は如何
「沖縄返還実現までだ。」
7. 「議員不逮捕の特赦」は本土並みと
いうが、この他特赦はいくつあるのか
「政案では特赦をめとめたい」というが、本土並みについても、米の施政権下にあるので完全に外とめたことは實際上如何か。」
- C. 主なる質問者、安宅(社)理事
答弁者 田沢議員
左お来る2月13日午後1時から衆、國会法小委員会にて再びこの問題を検討する予定。

以上

裁 無期限	
<p>条約局長 <u>アメリカ局長</u> 参事官 <u>参事官</u> 条約課長 <u>北米第一課長</u> 官房書記官 <u>九</u> 清規課長 <u>九</u></p>	
<p>日政元沖特委會公 1-7112</p>	
<p>45.2.2. 午後一時</p>	
<p>2月2日 日政元沖特委會和商議會小集 午後一時半、出席者名下記の如く</p>	
<p>出席者名 (議題等 別添付)</p>	
<p>記</p>	
<p>1. 国外参加 1-7112</p>	
<p>専門外の組織(國)の参加特別委員会 出席(署名) (別添付) 和配布上、以下</p>	
<p>の如きの議題のとくに備考</p>	
外務省 212	

<p>(注 異常会議 8:30 AM 1月26日 9:10 午後加到着 3月11日、會議上の問題。</p>	
<p>不適切特級の問題の新規化の進行</p>	
<p>(1) 従来例、吉田信重氏、長之の法律成立 等の、北米の、従来例、吉田信重の手続 は不十分な問題について、1945年8月沖縄 復帰後 1月26日参加準備会議 1月26日</p>	
<p>午前 10:30 (特別会議追加)。 現状の審議会、本年 10月~11月の運</p>	
<p>考査地和議事の交渉。今既に 1月26日 沖縄の実情不確実、秋林の行方不明</p>	
<p>1月26日沖縄の現状を踏まて、 1月26日 1月26日 1月26日 1月26日</p>	
<p>1月26日 1月26日 1月26日 1月26日</p>	
<p>1月26日 1月26日 1月26日 1月26日</p>	

13026.6.3. (以上方題
題目に適用する事)

(2) 「公船運賃は年1回、上級の洋字
料金表を引替（運賃表は運賃表）」

支給料金の問題がある。即ち運賃表
は一隻毎の運賃が3人～5人である。
運賃表は1枚

二隻ある場合は、沖縄から船員一人～五人
とされる。一方沖縄船員は船上

船員と同様に運賃表を希望するが、即ち
船員と運賃表（運賃3人～2人）は

全く異なるのである。公船運賃以上に書
く運賃表は運賃1人～12人まであるが、原則的に

23人～24人以下の運賃は運賃表を設けた
とされる。従つて公船運賃は年1回

13026.6.3. (以上方題
題目に適用する事)

(3) 今後の進歩方向と努力方向。

(4) 例題内1件、長崎案と八日会の質疑の

主な点（成吉思汗の上級の洋字と運賃表）
を以下に記す。即ち運賃表は2枚ある。船員

上の問題、不連続運賃の問題、運賃表の問題、
荷役料金の問題等がある。

内題の多いもの、即ち公船運賃は運賃
表である。今後も運賃表を減らすことには

むずかしい問題。

(5) 今後は13月間、長崎の小委員会

を運営する所長が運営を運営する上、並に
1～2回の名古屋の開催を予定している。

（外務省農業政策課農業政策課）

2. 1989年及以後的政策（第2回）

（外務省農業政策課）
（外務省農業政策課）

（外務省農業政策課）
（外務省農業政策課）

（外務省農業政策課）

（外務省農業政策課）
（外務省農業政策課）

（外務省農業政策課）
（外務省農業政策課）

（外務省農業政策課）
（外務省農業政策課）

別添

沖縄問題特別委員会

(四五・二・二(月)八・三〇)

- 議題
○ 国政参加について
○ 昭和四十五年度沖縄関係予算について
○ その他

出席者(予定)
(総理府) 濑 総務副長官
山野 特連局長
加藤 " 参事官
(外務省) 千葉 アメリカ局北米第一課長
龜谷 " 援助業務課長
(衆議院法制局) 三浦 局長
川口 第一部長
齊藤 第一部第一課長

沖縄住民の国政参加特別措置法案(要綱)

(目的)

第一条 この法律は、沖縄(沖縄県の区域とされていいた地域をいう。以下同じ。)の復帰が実現されることとなつたことに伴い、日本国民たる沖縄住民の選挙した代表者が国会議員として国会における国政の審議に参加するための必要な措置を定めることを目的とする。

(選挙)

第二条 日本国民たる沖縄住民は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)に準じて琉球政府立法院が制定する選挙法の定めるところにより、衆議院及び参議院における国政の審議に参加すべき者を選挙する。

(地位)

第三条 前条の選挙により選挙された衆議院における国政の審議に参加すべ

き者は公職選挙法の規定により選挙された衆議院議員とし、同条の選挙により選挙された参議院における国政の審議に参加すべき者は同法の規定により選挙された参議院地方選出議員とする。

(定数)

第四条 前条の規定による衆議院議員の数は五人、参議院地方選出議員の数は二人とする。

(任期の起算)

第五条 第三条の規定による衆議院議員又は参議院地方選出議員の任期の起算については、公職選挙法第二百五十六条及び第二百五十七条の規定の例による。

(内閣総理大臣の告示等)

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による衆議院議員又は参議院地方選出議員がその資格を失つたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、それぞれ衆議院議長又は参議院議長に対し通知しなければならない。同条の選挙により選挙された者がその資格を失つた旨の通知を受けたときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、第三条の規定による衆議院議員又は参議院地方選出議員がその資格を失つたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、琉球政府行政主席に通知しなければならない。

(政令への委任)

第七条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、政令で定める日から施行する。
- 2 衆議院議員の定数は、公職選挙法第四条第一項及び同法附則第二項の規定にかかわらず、当分の間、四百九十一人とする。
- 3 参議院議員の定数は、公職選挙法第四条第二項の規定にかかわらず、当分の間、二百五十二人とし、そのうち百五十二人を地方選出議員とする。
- 4 この法律の施行後最初に行なわれる第二条の選挙により選挙された者で第三条の規定により衆議院議員又は参議院議員となるものの任期は、当該

衆議院議員又は参議院議員となる際現に在職する衆議院議員又は参議院議員の任期による。この場合において、参議院議員となる者の任期は、その得票数の多い者については当該参議院議員となる際現に在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が長い者の任期に、その得票数の少ない者については当該参議院議員となる際現に在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が短い者の任期による。

1

<5.1.31

総理府 特別局

昭和45年度沖縄年度予算(非支添分)

沖縄問題特別委員会

(単位:百万円)

事項	前年度 予算額	45年度 内示額	対前年度 差引増減額	備考
一、沖縄復帰事業のための構 構改革に必要な経費	0	—	—	⑦沖縄北ビニ村幹事会設置に伴う新規増員 11人(決定)
二、沖 縄復帰事業の推進に必 要な経費	16	21	5	①同所沖縄事務局設置に伴う新規増員 11人(決定) ②琉球政府機関への派遣職員の新規増員 3人(決定)
三、大隅列島資源調査に必 要な経費	9	31	22	①現地調査所開設 ②琉球政府機関への派遣職員の新規増員 3人(人件費と区分)
四、食糧管理特別会計への 繰入料に必要な経費	0	2485	2485	大隅列島および同列島周辺の石 油、天然ガス資源開発のための海 底地質の構造資源賦存状況調 査
その他的事項	(164) (—) (—)	246	234	38
合計	(164) (—) (—)	271	2,821	2560

明 年 度 沖 繩 援 助 費 主 要 項 目

卷之三

- | | |
|------------------------------------|-------|
| 1. 行政運営費(國政及び県政機關運営費)
2025.8.31 | 2,083 |
| 2. 新那霸病院整備 | 1,089 |
| 3. 国民健康保険 | 1,722 |
| 4. 重症心身障害児施設 | 477 |
| 5. 軍雇用者離職者対策 | 487 |
| 6. 母子福祉資金 | 10 |
| 7. 世帯更生資金 | 20 |
| 8. 身体障害者雇用促進 | 25 |
| 9. 疫大整備 | 31250 |
| 10. 高校施設整備 | 99 |
| 11. 中小企業対策 | 152 |
| 12. 臨時营养振興助成 | 450 |
| 13. 市町村財政充実 | 2800 |
| 14. 消防施設整備 | 10 |
| 15. 復帰記念事業 | 1,098 |
| 16. 国政参加準備 | 100 |
| 17. ハリコブタ整備 | 142 |
| 18. 國勢調査 | 102 |
| 19. 公害防止対策 | 64 |
| 20. 訓練飛行場整備 | 84 |
| 21. 諸般 | 800 |
| | 1,000 |

1971年度沖縄援助費

45.1.30

特連局

(単位 百万円)

事 項	1970年度	1971年度	対前年度 増△額	備 考
行政運営	0	2,083	2,083	
国土保全	163	194	31	
社会福祉医療	4,418	6,330	1,912	
文教	6,307	7,034	727	
産業・開発	3,826	4,114	288	
地方行政等	1,800	2,810	1,010	
復帰記念事業	0	1,098	1,098	
災害復旧	75	249	174	
その他の	807	1,056	249	
調整費	0	1,000	1,000	
南方同胞援護会	53	49	△ 4	
小計	17,449	26,017	8,568	
融資	5,300	7,000	1,700	
合計	22,749	33,017	10,268	
本土産米穀資金	0	2,000	2,000	
総計	22,749	35,017	12,268	対前年比 153.9%

北米第一課長
 自民党沖特委議題 12.2.12
 45.2.5
 米北1
 自民党沖特委議題 12.2.12
 ⑧) 用(僅参考)予定 9:20 (別紙備考照)
 自民党遠田氏は当月の議題に出席せず
 結果下記の通り。(議題は国政参加)
 記
 1. 2月2日(木) 9時半 沖特委議題
 国政参加法案、12月審議(12月11日早期
 国会提出)を決定(1)、(2)、法案要綱
 12月12日午後5時検討会議開催
 12月12日本件要綱(案)を審議す。
 2. 出席者: 沖特委議題(議題)、前回
 同様
 GA-6 外務省

書類
 仁
 仁
 国会議上) 下記のとおり
 北米第一課長の出席を承
 12月12日 通勤が困難なため
 7時半 待合室にて 32メートル
 お取扱い
 記
 1. 出席是 沖特委議題
 2. 日時 2月12日(木) 午後3時30分
 3. 場所 白石亮平 104号室
 4. 備考 佐野亮平、猪俣尚志
 も出席下り由
 GA-6 外務省

2018年7月

條約課 法規課

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

國政參加的趨向

45. 2. 2
朱北一

2月20日午後3時頃 御所走車部：古川

同堂 李法桐 盒盒、许特客、洪游都会

⑨ 全国会議和南極上九。沖绳(琉球の國)の
参加特別措置法案 10-2-11 批准施行

11-26-2=3 3-9-8=2 漢軍重當下記>26-11

(吉首市) 千葉仙琴/团长加立席(女)。

六

1. 胃鏡 管葉支脈多食長LJ 級導管形
乳頭癌 課題の因次淺魚LJ 別途詳義

(總和的試驗)及「細分試驗」基礎上(或
同構型的試驗)之證明。

2. 次に、田上教授より 引き受けたの ~~で~~
意見表明あり。結論として「緊急緩和とい

(政治的立場欠如)

3. 三川及三浦銀礦地方法規(農業)圖上
道本部及三浦縣及橫濱、新嘉坡、全國
(日本法律修改法) / 新嘉坡上律例附錄

この議題は少く意見があると 略稱しむ。

同音是什麼？
半側音要添上音符。

一、内务部制局 草拟宪法草案并调查呈报

14 1890年當時の「国会答弁稿」を改めて

上記の如きの事実を考慮すれば、

詩文名作。

4. (1) 稿書会員KII. 本件は7月2日付で後文
手書會員KII 諸事項を該制約に添付
1月3日付 (7月2日付の件は既に1月2日付
付で会員KII へ送付された) から
1月3日付で返却された。

(2) 本次議題KII. 本件の逐節の要 (總
括的と各段落の要点) が附徴 (添付記
載) 並に該の本件小引に平易な加註 (注釈), 並に該
会員は本件の逐節の要点 (逐節の逐節の要) 並に該の
逐節の個別に半例・同者を保證する旨
(逐節の逐節の要) が付記された。

(3) 本件議題KII. 本件の逐節の要を加
註 (逐節の逐節の要) が付記された。

(4) 増田議題KII. 本件の逐節の要を加
註 (逐節の逐節の要) が付記された。

アメリカ局
参事官
北米第一課長

衆議院議連の國政考査法案について

四六三一

米北一

三百十三日後方新南和利トワガに報じる小川は衆議院議連宣傳委員会の国会改選に対する意見が本通りに沖縄（元の國政考査特別措置法案）を下りて、
9月19日より参考する。

右が右記事に載つてゐる「不準備特設委員会」の「不準備委員会」である。

逐賛賛同、各般淡然自由

國政考査特別委員会は、不準備委員会の「不準備委員会」

外務省

しきはどかとおもふ力があるたゞ、經度あり。同地議事はもとより、不準備委員会は、
（二年白川允則公選回民トモ東京アリ）

項目につきせよ、不準備委員会は、終論不十二月一日

外務省

選舉調査会 沖縄問題特別委員会 合同会議

三月十六日（月）午前十一時

議題 (一)沖縄住民の國政參加特別措置法案

(二)その他

出席者(予定)

(衆議院法制局) 三浦局長
川口第一部長
齊藤第一部第一課長
皆川行政局選挙部長
土屋選挙課長
(外務省) 千葉アメリカ局北米第一課長
柳沢管理課長
加藤特連局參事官

沖縄住民の国政参加特別措置法案（要綱）

（目的）

第一条 この法律は、沖縄（沖縄県の区域とされていた地域をいう。以下同じ。）の復帰が実現されることとなつたことに伴い、日本国民たる沖縄住民の選挙した代表者が国会議員として国会における国政の審議に参加するための必要な措置を定めることを目的とする。

（選挙）

第二条 日本国民たる沖縄住民は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に準じて琉球政府立法院が制定する選挙法の定めるところにより、衆議院及び参議院における国政の審議に参加すべき者を選挙する。

（地位）

第三条 前条の選挙により選挙された衆議院における国政の審議に参加すべ

き者は公職選挙法の規定により選挙された衆議院議員とし、同条の選挙により選挙された参議院における国政の審議に参加すべき者は同法の規定により選挙された参議院地方選出議員とする。

（定数）

第四条 前条の規定による衆議院議員の数は五人、参議院地方選出議員の数は二人とする。

（任期の起算）

第五条 第三条の規定による衆議院議員又は参議院地方選出議員の任期の起算については、公職選挙法第二百五十六条及び第二百五十七条の規定の例による。

（内閣総理大臣の告示等）

第六条 内閣総理大臣は、琉球政府行政主席から第二条の選挙における当選人の氏名その他選挙の結果の通知を受けたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、それぞれ衆議院議長又は参議院議長に対し通知しなければならない。同条の選挙により選挙された者がその資格を失つた旨の通知を受け

たときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、第三条の規定による衆議院議員又は参議院地方選出議員がその資格を失つたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、琉球政府行政主席に通知しなければならない。

(政令への委任)

第七条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、政令で定める日から施行する。

2 衆議院議員の定数は、公職選挙法第四条第一項及び同法附則第二項の規定にかかわらず、当分の間、四百九十一人とする。

3 参議院議員の定数は、公職選挙法第四条第二項の規定にかかわらず、当分の間、二百五十二人とし、そのうち百五十二人を地方選出議員とする。

4 この法律の施行後最初に行なわれる第二条の選挙により選挙された者で第三条の規定により衆議院議員又は参議院議員となるものの任期は、当該満了の日までの期間が短い者の任期による。

衆議院議員又は参議院議員となる際現に在職する衆議院議員又は参議院議員の任期による。この場合において、参議院議員となる者の任期は、その得票数の多い者については当該参議院議員となる際現に在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が長い者の任期に、その得票数の少ない者については当該参議院議員となる際現に在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が短い者の任期による。

衆議院

沖縄住民の国政参加特別措置法案の

提出に伴う決議（案）

政府は、沖縄住民の国政参加に当たり、左の諸点につき、適切な措置を講ずるよう要望する。

一、本法第二条の規定に基づき、沖縄において行なわれる選挙につりでは、選挙の公正を達成する。

衆議院

(B5 級 14行)

鉢巻

木村副長官

を期すため渡航の制限を緩和すること。
二、本法によつて衆議院議員及び参議院議員となつた者の沖縄における不逮捕特権及び免責特権の保障下努めること。

鉢巻

木村副長官

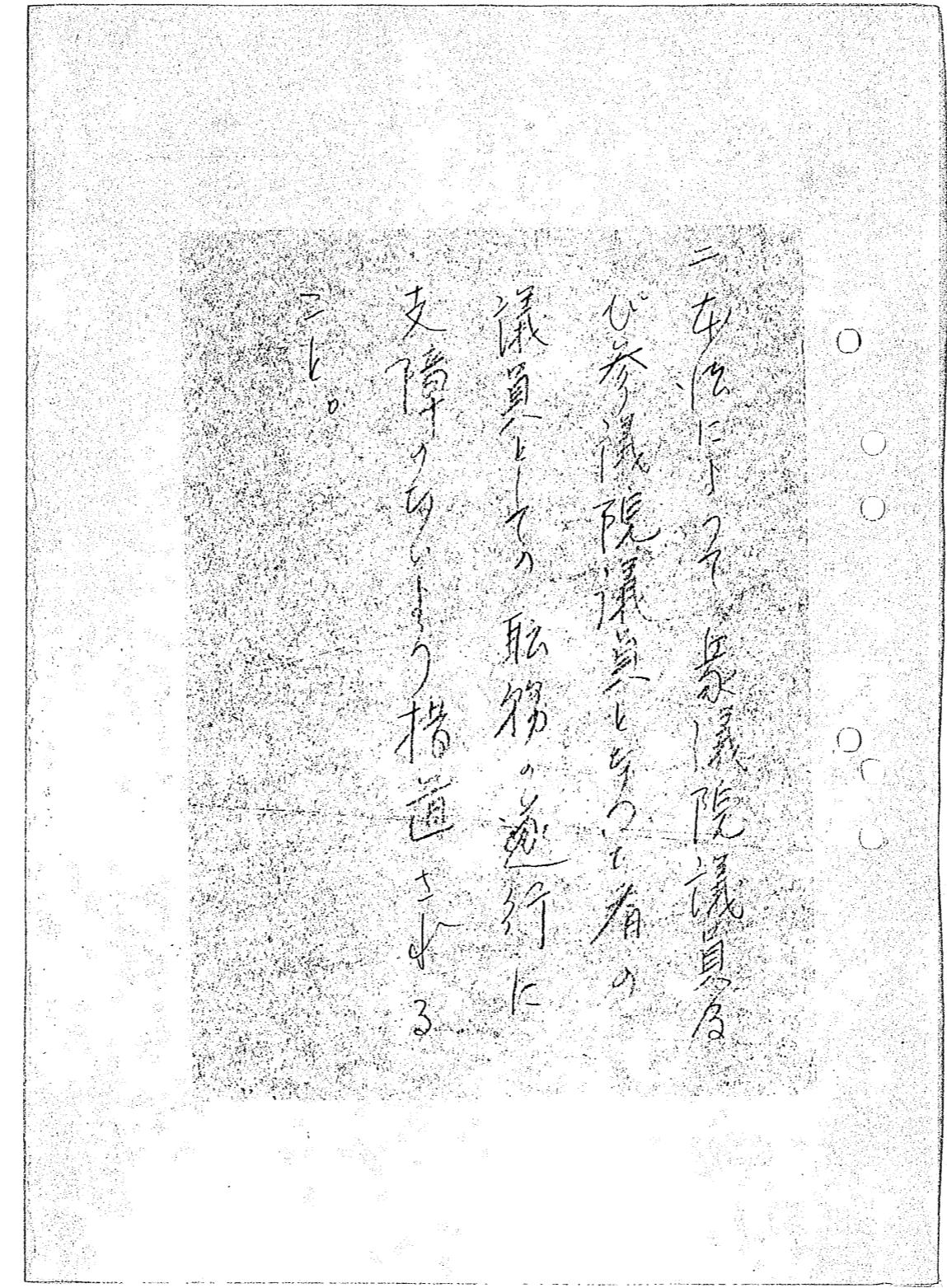
(B5 級 14行)

沖縄住民の国政参加特別措置法等の提出に伴う決議(案)

政府は、沖縄住民の国政参加に当たり、左の諸事につき、適切な措置を講ずるよう要望する。

- 一、本法第ニ条の規定に基づく選舉が沖縄における実施となることによることのかんがみ、本土と沖縄との渡航制限が緩和されより努力あること。

- 二、本法によつて衆議院議員及び参議院議員となつた者の沖縄における不逮捕特権及び免責特権が保障されるよう努めること。



○
○
○
○
○
沖縄住民の国政参加特別措置法案(要綱)
(昭和四五・三・一一)

第一 目的

この法律は、日本国民たる沖縄住民の意思をわが国のある施策に反映させるため、沖縄住民の選挙した代表者が国会議員として国会における国政の審議に参加するための特別の措置を定めることを目的とすること。

第二 選挙

日本国民たる沖縄住民は、沖縄(沖縄県の区域とされていいた地域をいう。)を選挙公職選挙法に準じて、琉球政府立法院が制定する選挙法の定める区として、公職選挙法の趣旨に則り、琉球政府立法院が制定する選挙法の定める公職選挙法の趣旨にそつて、琉球政府立法院が制定する選挙法の定める公職選挙法の趣旨に従つて、琉球政府立法院が制定する選挙法の定める

ところにより、衆議院及び参議院における国政の審議に参加すべき者を選舉すること。

第三 地位

第二の選舉により選舉された衆議院における国政の審議に参加すべき者は衆議院議員どし、第二の選舉により選舉された参議院における国政の審議に参加すべき者は参議院議員とすること。

第四 定数の数

第三の規定による衆議院議員の数は五人、参議院議員の数は二人とすること。

第五 任期の起算

第三の規定による衆議院議員又は参議院議員の任期の起算については、公職選挙法

第二百五十六条及び第二百五十七条の規定の例によること。

第六 内閣総理大臣の告示等

1、内閣総理大臣は、琉球政府行政主席から第二の選舉における当選人の氏名その他選舉の結果を受けたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、それぞれ衆議院議長又は参議院議長に対し通知しなければならないこと。第二の選舉により選舉された者がその資格を失つた旨の通知を受けたときも、同様とすること。

2、内閣総理大臣は、第三の規定による衆議院議員又は参議院議員がその資格を失つたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、琉球政府行政主席に通知しなければならないこと。

第七 政令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定めるること。

第八 附 則

(1) 施行期日

この法律は、政令で定める日から施行すること。

(2) 衆議院議員の定数

衆議院議員の定数は、公職選挙法第四条第一項及び同法附則第二項の規定にかかるらず、当分の間、四百九十一人とすること。

(3) 参議院議員の定数

参議院議員の定数は、公職選挙法第四条第二項の規定にかかるらず、当分の間、三百五十二人とすること。

(4) 最初の選挙による議員の任期

この法律の施行後最初に行なわれる第二の選挙により選挙された者で第三の規定により衆議院議員又は参議院議員となるものの任期は、当該衆議院議員又は参議院議員となる際現に在職する衆議院議員又は参議院議員の任期によること。この場合

において、参議院議員となる者の任期は、その得票数の多い者については当該参議院議員となる際現に在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が長い者の任期に、その得票数の少ない者については当該参議院議員となる際現に在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が短い者の任期によること。

理○

由○

○

○

沖縄の復帰が近く実現の運びとなつた現下の情勢等にかんがみ、日本国民である沖縄住民の意思をわが国のある施策に反映させるため、その代表者を衆議院議員及び参議院議員として国政の審議に参加させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

琉球政府章典(米國及び布令六十九号)

第四章 司法院の組織及び運営

第23条 司法院議員は、現行犯罪の場合を除いては、院の会期中及び会期の前後十日前は、院の許諾が

なければ逮捕されない。議員は、院の會議又は委員会で行った演説、討論又は報告について、院外で責任を負わぬ。

外務省

立法院法(ルタツイイイニシヨウカクハ)

第4章 議員

(不逮捕特權)

第23条 議員は、現行犯罪の場合を除いては、院の

会期中及び会期の前後十日前は、院の許諾がなければ

逮捕されない。

2 現行犯四罪の場合を除いて、会期前に逮捕された議員は、院の要求があれば、会期中に釈放しなければならない。

二項一、追加「一九五四年九月立法五」[ルタツイイニシヨウカクハ]

外務省

憲法調査会

沖縄問題特別委員会 合同会議

法務部会

(四五・二・二〇金午後三時)

題・・・沖縄住民の国政参加特別措置法案について

委員外出席者(予定)

(内閣法制局) 真田第一部长(又林菊井憲法資料調査室長)

(衆議院法制局) 三浦局長

川口第一部長

斎藤第一部第一課長

今枝局長

腰原第一部長

浅野第五部長

加藤不第一部第一課長

加藤特連局參事官

千葉アメリカ局北米第一課長

(総理府)

(外務省)

沖縄住民の国政参加特別措置法案（要綱）

（目的）

第一条 この法律は、沖縄（沖縄県の区域とされていた地域をいう。以下同じ。）の復帰が実現されることとなつたことに伴い、日本国民たる沖縄住民の選挙した代表者が国会議員として国会における国政の審議に参加するための必要な措置を定めることを目的とする。

（選挙）

第二条 日本国民たる沖縄住民は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に準じて琉球政府立法院が制定する選挙法の定めるところにより、衆議院及び参議院における国政の審議に参加すべき者を選挙する。

（地位）

第三条 前条の選挙により選挙された衆議院における国政の審議に参加すべ

別紙一

き者は公職選挙法の規定により選挙された衆議院議員とし、同条の選挙により選挙された参議院における国政の審議に参加すべき者は同法の規定により選挙された参議院地方選出議員とする。

（定数）

第四条 前条の規定による衆議院議員の数は五人、参議院地方選出議員の数は二人とする。

（任期の起算）

第五条 第三条の規定による衆議院議員の任期の起算については、公職選挙法第二百五十六条及び第二百五千七条の規定の例による。

（内閣総理大臣の告示等）

第六条 内閣総理大臣は、琉球政府行政主席から第三条の選挙における当選人の氏名その他選挙の結果の通知を受けたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、それぞれ参議院議長又は参議院議長に対し通知しなければならない。同条の選挙により選挙された者がその資格を失つた旨の通知を受け

たときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、第三条の規定による衆議院議員又は参議院地方選出議員がその資格を失つたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、琉球政府行政主席に通知しなければならない。

(政令への委任)

第七条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、政令で定める日から施行する。

2 衆議院議員の定数は、公職選挙法第四条第一項及び同法附則第二項の規定にかかわらず、当分の間、四百九十一人とする。

3 参議院議員の定数は、公職選挙法第四条第二項の規定にかかわらず、当分の間、二百五十二人とし、そのうち百五十二人を地方選出議員とする。

4 この法律の施行後最初に行なわれる第二条の選挙により選挙された者で第三条の規定により衆議院議員又は参議院議員となるものの任期は、当該

衆議院議員又は参議院議員となる際現在在職する衆議院議員又は参議院議員の任期による。この場合において、参議院議員となる者の任期は、その得票数の多い者については当該参議院議員となる際現在在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が長い者の任期に、その得票数の少ない者については当該参議院議員となる際現在在職する参議院議員のうち任期満了の日までの期間が短い者の任期による。

沖縄住民を参議院全国選出議員の
選舉に参加させることについての問題点

(昭四五・二・一九 衆議院法制局)

目次

一 選挙権	1
二 被選挙権	3
三 選挙事務の管理	4
四 選挙運動	4
五 得票数	8
六 選挙無効の訴訟	9
七 当選無効の訴訟	10
八 選挙犯罪	4
九 渡航の自由	1

沖縄住民を参議院全国選出議員の選挙に参加させることについての問題点

参議院地方選出議員の選挙は、この特別措置法案によつて、沖縄に委任して、沖縄の選挙法令によつてこれを執行しようとするものであるが、参議院全国選出議員の選挙は、公職選挙法によつて執行される本土の選挙に、沖縄の住民を参加させようとするものである。

従つて参議院全国選出議員の選挙は、公職選挙法の適用されない施政権下にある沖縄の地域と公職選挙法の適用される本土の地域とを通じて、一体の選挙としてこれを執行しようとするものであるから、沖縄における参議院地方選出議員の選挙と異つて、法理上又は技術上種々の問題が発生する。

その主要な問題点を挙げれば、次のようなものが考えられる。

一 選挙権

(1) 選挙権については、例えは禁治産者、禁錮以上の刑に処せられた者、選挙犯罪により公民権を停止された者等には欠格者として選挙権を附与していないのであるが、沖

繩住民の選挙権を考えるに当たつては、沖縄法令によつてこれらの処分を受けた者のみを欠格者とするか。あるいは本土法令によつて本土においてこれらの処分を受けた者をも欠格者とするか。

(2) 本土住民の選挙権を考えるに当たつては、右に対応して沖縄法令によつてこれらの処分を受けた者をも、本土法令の欠格者に含めることとするか。

(3) 全国選出議員の選挙の一体性にかんがみ、沖縄においても本土においても、選挙権の欠格事由を双方共通のものとすれば、特に地方選出議員の選挙の場合とくらべて、その選挙権の内容が異なることとなるが、このことは参議院議員の選挙権の在り方としてどうであろうか。

(4) 前記(2)の場合において、沖縄法令によつて禁錮以上の刑に処せられた者、選挙犯罪により公民権を停止された者等を、本土において公職選挙法上の欠格者として含ましめることについては、次のような点について考慮を払う必要はないか。

沖縄復帰の際復帰前ににおける沖縄法令による刑事裁判その他の処分の効果をそのまま

ま承継するかどうかは、復帰の一連の立法措置において慎重に検討される問題となると思われるが、これに先立つて右の措置をとることには、問題がないかどうか。

二 被選挙権

(1) 被選挙権について、例えば沖縄法令によつて禁錮以上の刑に処せられた者、選挙犯罪により公民権を停止された者等を、本土法令の被選挙権の欠格者に含ましめることとする場合においては、前記一(3)及び(4)と同様の問題があると思われるが、これについてどう考えるか。

(2) 全国選出議員の選挙においては、従来現行の公職選挙法の運用によつて、沖縄住民も公職選挙法上の候補者として立候補することが認められている。この建前をそのまま維持することとすれば、沖縄住民の被選挙権については、本土の公職選挙法のみによって処理すれば足りるのであるが、その場合においては、選挙権の欠格事由は沖縄法令により、被選挙権の欠格事由は本土の公職選挙法によることとなつて、選挙権及び被選挙権についてその根拠法規及び内容を異にする結果となり問題はないか。

三 選挙事務の管理

- (1) 全国選出議員の選挙については、本土の中央選挙管理会が統一的に管理し、都道府県の選挙管理委員会を指揮監督することになつてゐるが、沖縄においては、都道府県の選挙管理委員会が行なつてゐるような管理事務は、本土法あるいは沖縄法令のどちらを根拠としていたれが行なうこととするが、本土の中央選挙管理会が施政権下にある沖縄の選挙管理委員会を指揮監督することは、法理上可能かどうか。
- (2) 本土の中央選挙管理会が施政権下にある沖縄の選挙管理委員会を指揮監督することは、法理上可能かどうか。

- (3) 全国選出議員の選挙について、本土と沖縄との統一管理に法理上問題があるとするならば、その選挙の一體性に照じ、選挙の運営管理上支障をきたすこととなるいか。

四 選挙運動

- (1) 全国選出議員の選挙に関して、(7)の別表に掲げる選挙事務所、自動車、選挙用葉書、ポスター、政見放送等については、沖縄と本土との地域を合わせての制限とするか。
- (2) 沖縄で、公職選挙法に定める制限数量の範囲内で、沖縄だけに特別の制限数量を

定めることとするか。あるいは同法に定める制限数量にプラスして、沖縄だけに特別の数量を割り振ることとするか。

右の場合においては、候補者間に制限数量の不均衡を生じ、選挙の平等原則に反するおそれはないか。

- (3) 右の(1)及び(2)の場合において、制限数量を定める規定、制限数量違反の場合の罰則等については、沖縄においては沖縄法令で、本土においては本土法令で、その双方において規定すべきこととなると思うが、この場合に予想される本土と沖縄における二重处罚の可能性の問題をどうするか。
- (4) 選挙運動が公正に行なわれるためには公正を取締りが必要であるが、現状においては沖縄と本土との警察権が異なり、その取締りの一体的な指揮監督関係が認められていないので、全国選出議員の選挙については選挙の公正を確保することができるかどうか。
- (5) 特に選挙用葉書に関しては、郵政大臣発行の葉書を沖縄地域内相互間で又は郵政大

臣発行の葉書を沖縄地域から本土に向けて差し出すことは、現在では、沖縄の郵政法規に抵触して許されないことになると思われるが、これはどうするか。

(6) 特に政見放送に関しては、本土においては日本放送協会の单一放送として行なわれることとなつてゐるが、沖縄においてこれを受信せしめるためには、沖縄における放送事業者の自主番組編成権との関係を生ずるが、これをどう処理するか。

(7) 別表（全国選出議員の選舉の場合）

事項	数	公選法条文
選舉事務所	候補者一人につき一五箇所（ただし一の都道府県につき一〇五箇所）	一三一
飲食物の提供の禁止	九九人分（二九七食分）×選舉期間日数	一三九
自動車、拡声機及び船舶の使用	自動車三台又は船舶三隻（両者を使用する場合は通じて三）及び拡声機三揃	一四一
文書図画の頒布	通常葉書一〇万枚	一四二

ポスターの数	候補者一人につき一〇万枚（ただし、一の都道府県における枚数につき制限あり）	一四五
新聞広告	六回	一四九
政見放送	日本放送協会に限り認め、その回数はこれと自治大臣が協議して定める（テレビジョン放送及びラジオ放送を通じて三回）	一五〇
経歴放送	概ね五回	一五一
選舉運動に関する支出金額の制限	標旗一五（ただし、一の都道府県においては同時に二以上の標旗を掲げることができない。）	一六四の五 一六四の七
選舉運動事務員（日当を受けることができるもの）	候補者一人につき一日三〇人	一九四 (令一二七) 一九七の一(令一 二八の二)

推薦団体の選舉運動の特例

推薦演説会は推薦候補者の数の四倍に相

一一〇一の四

当する回数以内

確認団体の通常選舉における政治活動の規制

自動車は確認団体の本部及び支部を通じて三台（所属候補者の数が一〇人を超える場合は、そのこえる数が一〇人を増すごとに一台を加えた台数）以内

一一〇一の六

五 得 票 数

- (1) 全国選出議員の選舉は、沖縄を本土の地域に含ましめてその全地域を通じて当落が決定されるものである以上、沖縄で得た得票数と本土で得た得票数とは、これを合算すべきものであるから、その合算に関する法的措置が必要となるのではないか。
- (2) 右の場合において、沖縄の得票数をすべて本土の中央選舉管理会又は当該選舉長に通知するなどを義務づける等の法的措置が必要であると思うが、このことを施政権下

ボスターは七万枚（所属候補者の数が一〇人を超える場合は、そのこえる数が一〇枚数）以内

人を増すごとに五千枚を加えた枚数）以内

-8-

六

にある沖縄に適用することができるかどうか。

- (3) 全国選出議員の選舉における得票数の計算に関しては、各都道府県に選舉分会及び選舉分會長が置かれ、その結果は当該選舉長に報告することになつてゐるが、沖縄に置かれるこれらの機関と本土における選舉長や中央選舉管理会との関係等相当複雑なものがあるが運用上支障を生じないか。
- 選舉無効の訴訟
- (1) 全国選出議員の選舉に関して、沖縄において選舉無効の原因が発生した場合、あるいは本土において選舉無効の原因が発生した場合において、それを訴える機関はどこにするか。
- (2) 本土における選舉無効事件はすべて東京高等裁判所がこれを処理することとなつてゐるが、選舉無効の原因が沖縄において発生した場合も、東京高等裁判所がこれを処理することとするか。
- (3) 選舉無効の訴訟は、中央選舉管理会を被告として、東京高等裁判所に提起する建前に

なつてゐるけれども、選挙無効の原因が沖縄において発生した場合の事件についてでは、施政権の壁によつて、本土の裁判所はその管轄権を有しないのであるが、これにどう対処すればよいか。

(4) 選挙無効の原因が沖縄において発生した場合の事件について、本土の場合と同じく、仮に東京高等裁判所に管轄権を認めるとしても、その選挙を無効とする判決の効果が施政権下にある沖縄に及ぼすことが法理上可能であるか。

(5) 選挙無効の原因が沖縄において発生した場合の事件について、仮にその裁判権は沖縄の裁判所にあるとした場合においては、逆に、その判決の効果を本土に及ぼさなければ意味がないこととなるが、これまた、法理上可能であるか。

七 当選無効の訴訟
(1) 全国選出議員の選挙に関する当選無効の訴訟についても、選挙無効の訴訟の場合と同様な問題があると思われるが、これについてどう考えるか。

(2) 連座制による当選無効の訴訟については、(イ)その前提となる選挙犯罪の刑事裁判と

これに因る当選無効の訴訟とを沖縄の裁判所において処理させることとするか、(ロ)その前提となる選挙犯罪の刑事裁判とこれに因る当選無効の訴訟とを本土の裁判所において処理させることとするか、(ハ)その前提となる刑事裁判は沖縄の裁判所で処理させ、当選無効の訴訟は本土の裁判所において処理せることとするか。

(3) 連座制による当選無効の訴訟については、右の(2)のいずれの方式をとるにしても、施政権の壁があることによつて、日本国憲法下の裁判権と施政権下の裁判権との複雑な関係を生じ、これにどう対処するかは、きわめて困難な問題があるのでないか。

八 選挙犯罪

(1) 全国選出議員の選挙は本土と沖縄とを一体として行なわれる関係上、選挙違反について、本土と沖縄とを通ずる一連の行為が本土法令と沖縄法令との双方において違反行為に該当するような事態が生じた場合には、裁判の管轄権の競合を生ずるおそれがあるので、これにどう対処するか。

(2) 右の問題は、場合によつては、同一の違反行為に対し、本土と沖縄の双方において

九 渡航の自由

二重処罰の可能性が生ずるおそがあるるので、これにどう対処するか。

全国選出議員の選挙の一体性にかんがみ、特に本土と沖縄との間の渡航の自由が確保される必要があると思われるが、これにいかに対処するか。たゞふくらはぎの處に、船が沖縄住民を全国選出議員の選挙に参加させることについて、以上種々の問題点をあげてきたのであるが、これを解決するには、法理上又は技術上幾多の困難な問題が予想される。

沖縄県及び住民の憲法上の地位について

四五・二・一七

一、「沖縄は日本国憲法が施行されていない地域である」…………通説である。

沖縄住民の国籍は「日本」であり、「日本国民」であるから、外国に対して、住民の生命、財産を保護する最終的責任は日本政府にある。

二、総理大臣（沖縄政府首席との間には、憲法七二条「内閣総理大臣は、――行政各部を指揮監督する」という関係はない。事実上の信頼関係に基づく政治的解決に委ねられ、法律上の拘束力はない。

三、昭和廿七年までの占領軍と日本政府及び占領軍と日本国民との関係と今日の沖縄占領軍と沖縄政府及び住民との関係の問題は異なる。

間接統治と直接統治の差がある。

沖縄住民の国政参加特別措置法案について

一、特別措置法案第二条と憲法四十七条

(1) 琉球政府立法院が制定する選挙法は日本の法律ではない。政令への包括的委任は憲法違反の疑が濃厚である。

(2) 政治的には、この琉球政府立法院制定の選挙法と日本の公職選挙法内容が異なる場合の処置はない。

憲法四十七条（選挙に関する事項）

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

二、特別措置法第三条の字句「とし」、「とする」は「と見做し」、「と見做す」とするのが正確であり、妥当である。

法的擬制（アナロギー）であることは、明僚にするのが憲法理論として適當だと思う。

三、全国区参議院議員は認めていない。このことは明定する条文があつた方がよい。来年六月の参議院議員選挙の住民の選挙権はどうなる。

四、日本国憲法第五十条（議員の不逮捕特権）、第五十一条（議員の発言、表決の無責任一免責特権）は憲法不施行地域であるので適用されない。――法律論としてはその通りである。

以上四点に憲法上の疑義乃至は政治的問題点がある。

結論

憲法理論としては、疑問が多い法律案である。併し結論としては反対ではない。

引出

その理由は、

沖縄住民の国政参加の問題は、高度の政治問題、憲法学説上のいわゆる「統治行為」に属する重大問題であつて、単純な或は純粹な法理論で合憲、違憲とかたづけて了うわけには行かない問題だからである。裁判官的法律解釈論だけで反対るべき事柄ではなく、その結果として、政治問題となつた場合に、責任を負う能力のない裁判所が判決をかたづけられる領域外の問題と理解するわけである。

憲法の適用は、Das NormativeとDas Politischeの両者が常にかみあつてゐる。両者を調和させて結論を引出す必要がある。

結論としては、法律論としての疑義は残しつゝ、政治的判断で国会が決定すべきことである。

秘
無期限

官房秘書官
官房書記官
参事官
条約課長
法規課長
条約局長
参事官
北米第一課長
アメリカ局長

沖縄の国政参加問題
(自民党外交調査会 正副会長会議)

45.3.25.
半、北一。

別添新仰記事1. 載1-5+2-13 24日
① 自民党外交調査会 正副会長会議
1回目、同会議は同会議は同会議は
と云ふ。下記のとおり参考書を。
記
1. 同会議。十人以上。会長(木原元外相)
副会長(森田前総務大臣、西村道巳23歳)

GA-

外務省

545

（合計会長以下 18名） 12月 開始（川崎
副總裁、三木 勝外相、薄山、松田、曾田
（合計出席者 合計 6名） 合計 25名
「北伐」自民黨・トヨタレーベン・人間相
連絡会議より、24日の聯合會議にて、大部
會が主導的。
会場。議題は、外交調查會、今後の
運営上、主な問題、特に中國問題、
経済協力、油題の中心である。
急速に進展、議題は、北洋艦上
油題と、中統の問題を油題として
協議した。
（國民革命油題） 1926年 俗漢報」中
12月 11日。

A 6

(1) 1月23日は外交調査会独自の内題式
である。専門性の高いもので、圓通

内題式は、本件上からいっては、西村
外次副会長が最も多く用いられた。

(2) 西村副会長は、本件上から総民
党と日本憲法調査会を中心とした

中務省、法務部公認(連絡)機関に
いたる、政治調査会を中心とする東京

本件上からも選出された。

(3) 東次副会長は、文部省(文部省)、本件
上から憲法上の内題式を了承した。

と、政治的判断を(憲政地元)へ送り
た。西端が主。今後は公署改め

を実況して選出された。

(4) 西副会長の選出以後、非議院的方
が難犯公認調査会の行方不明者、大勢

と1月16日以後に内題式高層の政治判
断式は、その間は、本件上から

「か」こと青田義一がいた。

(5) 1月11日午後、国会の議事式
にて調整(内題式)。内題式は、本件上
から

午後1時半、満通の前、議場搬入
午後4時半、内題式は、本件上から

午後6時半、今後も毎日(21日)元
内題式調査会の会合を予定し、本件

と外交調査会の交渉を西村副会長
が主。内題式は、本件上から

我 無期限	
<p>条約局長 アメリカ合衆国 参事官 ブルース 参事官 条約課長 北米第一課長 官房総務参事官 官房書記官 法規課長 国会辨理官</p>	
<p>国際参加問題 1.7.12</p>	
<p>45.3.27. 第二回</p>	
<p>第1回の開催は、1945年3月23日 以下のように参考である。</p>	
<p>記</p>	
<p>1. 26日の開催記者会見の席 上で、原合意は、外相、新潟の報じる +2.1.3.26 (引渡記事と後藤が参照) 以後 本年夏の予定)。 8.1.3.26. 終戦後は常</p>	
<p>1. 布施之助翁が一流の大報紙公 表現の如きに従事し、国際参加問題</p>	

GA-5 外務省

616

2	
<p>1. 7.11~12 「政治問題」今後ともかく 連絡の体制を取ること。 調査を諮詢して おこなう。 今後も記者会見等、 調査を継続しておこなう。 年度12月31日。</p>	
<p>2. 27日 ■■■、記者会見の会合 (新合意) v.v. の形で他に会合(外交 調査)が開かれて主席の進行を承認。 既に開催する。 8月1.2.3. 13日</p>	
<p>1. 8.~ 9月の満洲の軍事行動について 今後 連絡的、密接に連絡を取ること。 併せて、開催式等を了承する。 対等 の形で進展の全般性を示すことを願う。</p>	
<p>3. 8.11~12 「政治問題」、連携を、 8月13日</p>	

GA-6 外務省

該調節會、望華調查會は、因次
決算を終了した。了承の如く、定め

調査会の本拠地内に立場を定めた同意
13年1月 難しい立場を表明するに至る

22年1月、今後は常設調査會の管轄
と政治的割合の兼合(加えて)を取

り、本拠地内に立場を表明するに至る。
日本常設調査會は、聯合會終了後

10:30 PM 2月1日午後1時半(午前)
之後、2月2日午後1時半(午前)迄

在り。1月11~13。

秘
無期

条約局長
アメリカ局長
參事官
參事官
北支那一課長
官房機密參事官
官房書記官
法規課長
四事務官
3. 沖縄の国際参加問題 11月12日
(自民改憲・総研)
45. 4月3.
米北一(原田)

31年4月3日 前日新聞報刊記事以開
1. 自民党 通田氏の立場はいかん。

下記のとおり 参考本。

記

1. 昨2日 午前11時以降佐々木、久松
政調審議会以降、衆議院法制局長

行議院法制局長 久松、内閣法務局次長
の上席を本井、堀井を歓迎した。

但凡(通函)件、函、电、公函都以中華民
國政府為：政務院總理的統一

a & h. 1

④ 雷诺兹流形的长处 (非常不引人入胜)
Etc.) 因为参数 α 合理性之故 & 流形上

1812.11.15

(2) 等腰直角三角形、边长“万岁”

舞風院寧々と仰り、丁度済んでいた。舞風
院は御母と同一ととて仰る。結構

卷之三，乙未人冬

(3) 内閣改組の追長は、⁵ 田舎者。

读如上例之第二，与前节之单句题

某次上課題目：問題 1：711~712
二大題第 14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24

141

(留行(通四)。盛-1~2体。首记3名体
计数：上部33节，其中胸管共1~2节。

2-3) 印象大學生。

2. 昨2日の放課後、本記3名の表上を
（例） 総合協議会、総論

本行 一 次回以 9 日(木)。会合

(政事、宣傳企劃、海巡大本營主辦 70)

9月6日11:12 猪营养液调查会张永生、王海峰
孙立军 9月7日由 2 又 俗城毛 33

- ४५८ -

秘 無期限	2
<p>議長 局長 官房課長 参事官 参議課長 法規課長</p>	
<p>米国代表 参事官 北米第一課長 法規課長</p>	
<p>沖縄の国政参加問題 11月11日</p>	
<p>45. 4. 11. 米北一(原田)</p>	
<p>件名 11月11日 国政改組公通函 件名 11月11日 下記の件に付。</p>	
<p>記</p>	
<p>1. 昭和10年10月11日の朝日新聞報道 11月13日付、松江市長の件。昭和10年10月11日付、松江市長の件。</p>	
<p>(1) 9月 自民党憲法調査会にて憲法法制局が憲法改正の答辯を示すと同時に、経済政策の件に付。</p>	
<p>GA-5 11月13日付、松江市長の件。</p>	
<p>GA-6 11月13日付、松江市長の件。</p>	

(1) 9月の会合以降、党内の可成り大きな
人の役割が増加した。政治判断力面

がう語。発言をし、「総務会・決定の
一(△)は、総会議題の出し方。二(△)は、

「3名此事實上何不」

3. 今後、追加で12点、合計で15点を
申請します。主な実習分向遊走と

中行以滿滿以東北之。今雖。決定之
上。當向「方案」走。滿文稿本。換算上。

(尤老20是次旅行的起止时间)。

1)会程の形式を教える(3回目).

七、法律の内容について、改めて説明

整齊毛澤東(毛澤東). 自民黨內部の問題
和諧 11月 9日 2013.11.9
（個別）自民黨一派は「下」

「第一回の立案といふ取扱い」
「第一回 舟橋院年会場」 漢語多量

税率という形で付加される契約料金だ。
(1)今後オ56年以降オ56年の2)

「お子様と一緒に喜びを共有する機会と、
何よりも大切な、『笑顔』が得られる」

集呈者、欲苟忘物、以期萬物成其形。